

参議院文教委員会会議録 第三号

第一百二十九回

平成三年三月七日(木曜日)

午前十時開会

三月六日

委員の異動

辞任

真島一男君

補欠選任

下条進一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

下稻葉耕吉君

正君

秋山道子君

柳川覺治君

柏谷照美君

小林正君

石井和彦君

木宮智治君

田沢幸男君

仲川眞弓君

森山長栄君

会田西岡瑞穂君

森暢子君

山本正和君

佐藤裕子君

小西博行君

秋山秋山君

勝喜君

説明員

事務局側

常任委員会専門

菊池守君

荒木丈彦君

田中幹雄君

遠藤昌雄君

原田親仁君

厚生省児童家庭局育成課長

秋山勝喜君

文部大臣官房会計課長
文部省生涯学習局長
文部省初等中等教育局長
文部省高等教育局長
文部省体育局長
文部省高等教育部長
文部省学術国際局長
文化庁次長遠山耕平君
福田昭昌君
菱村幸彦君
前畠利夫君
逸見博昌君
長谷川善一君
野崎敦子君
遠山弘君

○委員長(下稻葉耕吉君) 教育、文化及び学術に関する調査のうち、文教行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

○小林正君

先日、井上文部大臣の所信表明を伺いました。私、存じ上げておりますのは、文教行政について通曉されておられますし、また教育の条例という問題についても早見を持つておられる大臣というふうに承知をしておるわけでござります。二十一世紀を展望する我が国の教育行政といふ点で大変なキャリア、ペテランを配置をされておるわけでございまして、そういう点で大変心強く思っております。

何よりも大事なのは、二十一世紀を展望する我が国の教育におきまして、担い手である子供たちという問題が一番重要な課題であります。私は、子供たちにやはり何よりも豊かな自然を残す、そして長い歴史と伝統のあります我が国の文化の厚みといいますか、そういうものをちゃんと継承していくける条件づくりをどうするかということが非常に大きな問題であろうかというふうに考えていいわけでございます。

そういう点で、最近我が神奈川県の内部で起

こつております問題を中心いたしまして御質問をさせていただきたいたいと思います。

最初に、外務省の関係の方おいででしょうか。

実は社会党として、話題になつております神奈川県逗子市の池子米軍家族住宅の建設予定地につきまして、実はこの一帯に、これは六十三年の衆議院の外務委員会で我が党の岩垂議員の方からも御指摘を申し上げたわけありますけれども、シロ

○委員長(下稻葉耕吉君)

ただいまから文教委員会を開会いたします。

○教育、文化及び学術に関する調査

(文教行政の基本施策に関する件)

○国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開会いたします。

○委員長(下稻葉耕吉君)

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、真島一男君が委員を辞任され、その補欠として下条進一郎君が選任されました。

○委員長(下稻葉耕吉君) 教育、文化及び学術に関する調査のうち、文教行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

○小林正君 先日、井上文部大臣の所信表明を伺いました。私は存じ上げておりますのは、文教行政について通曉されておられますし、また教育の条例という問題についても早見を持つておられる大臣というふうに承知をしておるわけでございました。

○文部大臣官房長 文部大臣官房総務審議官

○政府委員 文部大臣

○國務大臣官房長 文部大臣

○國務大臣官房総務審議官

位協定第三条におきまして、施設、区域においては「それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。」ということになつております。したがいまして、あらかじめ特段の合意がなされている場合を除きまして、米側の個別の同意なくして米軍の施設、区域に立ち入つて調査をすることはできない法的な建前になつております。

○小林正君 実はシロウリガイの問題と別に、このアセスの結果、縄文後期以降のいわゆる埋蔵文化財等の発掘も現在調査が行われております。アルバイトも使われまして、百六、七十人の方がその用地内に入つて連日発掘調査を進めているわけですね。湾岸情勢が緊迫をしたからその発掘調査が中断しているというような状況は全くないわけで、どんどん出入りをしながらやっているわけです。そういう状況で、米軍の判断云々というお話をございましたけれども、僕はあそこのゲートの前に立ちまして、異常だなという印象を持ちました。

もう一つの理由は、これはあくまでも住宅用地なんですね。アメリカの軍事施設で有刺鉄線で囲つて将来使うような性格のものじゃない、そういう場所なんですね。ですから、そういう点で考えましても、そして現に埋蔵文化財の調査がどんどん進んでいるというような中で、私たちとしても希望する調査項目について知りたい。全く目的がそういうところにあるにもかかわらず、それを理由にしてお断りになるというのはいかにも不当、不自然だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(原田親仁君) 繰り返しになるわけでござりますが、米側は先生方の御要望を受けて、現在は都合が悪いということを申したわけで、地位協定上アメリカ側に施設、区域につきましては管轄権が与えられておりますので、米側の個別の同意なくして米軍の施設、区域に立ち入つて調査することはできないことになつておりますので、

我々としてはこれについて云々する考え方はございません。

○小林正君 この池子地区というの、御存じの方もおありだというふうに思うんですけども、戦前日本軍によって接收をされ、引き続いて米軍弾薬庫として使用されて、現在は弾薬庫ではあります。宝庫と言われば、さらには地質学や古生物学等の面からも重要な場所となつてゐるわけであります。

と同時に、古い逗子の市民の皆さん方がからむ重要な場所となつてゐるわけであります。この場所に逗子の市民が立ち入ることができたのが、思ひ出深い遊びの場所でもあつた。言つてみれば心のふるさとのようなところでもあります。この現富野市長一期目の六十年の三月に住民の要望に基づいて逗子市が、実はそこに前に人も住んでいたわけですからお墓もあつたわけで、それで墓参月。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

また、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

ているわけで、大体今まで断られた文脈というのはこういう形になつてゐるわけですね。「池子米軍提供区域内への立ち入りについて」(回答)と

いうことで、

御要望のありましたシロウリガイ化石層の確認及び文化財調査の状況把握のための現地への立ち入りにつきましては、当該地が提供施設・区域であり、米軍の管理しているところであります。なお、一般的には、立ち入りを望む者が直接現地の米軍に申請することになつてゐることを念のため申し添えます。

また、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

さあ、事業計画区域外の文化財分布調査につきましては、既に逗子市長の照会にも回答しておりますが、当該区域が現に米軍が管理し使用している土地であること、また現状を変える計画がないことなどから、現段階では米軍の同意が得られておりません。

かる要望を管理権に基づきまして、その判断によつて立ち入りを認める、認めないと決めるといふことです。

○小林正君 このパンフレットがございますが、これは横浜防衛施設局がつくつた池子の米軍家族住宅建設事業に関するP.R用のパンフなんですが、それでも、これで「アセス審査書及び知事調停案を尊重して最大限環境に配慮しました。」と、こういふことで概要がそこに載つてゐるんですが、一つは、「提供施設全体について」、「弾薬庫としての再使用がないようとに地元の意向に沿つて配慮する」とか、「将来返還された場合には適切な利用計画を策定する」とか、それから「二番目は、この再使用がないようとに地元の意向に沿つて配慮する」とか、「将来返還された場合には適切な利用計画を策定する」とか、「親善交流について」、「米軍家族住宅計画地について」ということで、現状保存に配慮するといったような内容があります。

これは、三番目が防災、四番目は、特にこれは聞いておいていただきたいんですが、「親善交流について」、「米軍住宅と近隣住民の親善交流が図られるよう配慮する」と、こうなつてゐるわけです。

るわけです。ということは、だんだん悪感情を増幅させながら今日があるという実態なわけです。

ですから、そうなりますと、文字どおり安住の地といふことになるのか、あるいは逗子市民と家族との関係がよき隣人という関係を取り結ぶことができるのかどうなのか。外務省というのは、そういう点について最大の配慮をして、まずスター

えを伺いたいと思います。

○説明員(原田親仁君) ただいま先生から御指摘になりました、神奈川県知事が提示された調停においては、家族住宅が完成して米軍家族が入居する際に、近隣住民との間に開かれた親善交流を図れるよう配慮しようというふうに思っています。それらの点について、外務省のお考

えを伺いたいと思います。

○説明員(原田親仁君) ただいま先生から御指摘になりました、神奈川県知事が提示された調停においては、家族住宅が完成して米軍家族が入居する際に、近隣住民との間に開かれた親善交流を図れるよう配慮しようというふうに思っています。それらの点について、外務省のお考

えを伺いたいと思います。

○説明員(原田親仁君) ただいま先生から御指摘になりました、神奈川県知事が提示された調停においては、家族住宅が完成して米軍家族が入居する際に、近隣住民との間に開かれた親善交流を図れるよう配慮しようというふうに思っています。それらの点について、外務省のお考

えを伺いたいと思います。

とでございます。

○小林正君 米軍側のさつき言つたような理由による断りということは、問題が解消しているわけ

ですから、そのことについて取り次いだ外務省と口という立場で受けとめて、今度はいかがでしょ

うかということについてどう積極的に対応されるのか、再度お伺いします。

○説明員(原田親仁君) 先ほど米側の同意が得られないときの理由としまして私が申し上げたのは、現在都合が悪いと。加えて、現下の湾岸情勢にかんがみて戦闘態勢がとられているために立ち入りを規制しているという答えを得た次第でありまして、湾岸情勢のみを理由とした回答ではございませんでした。

他方、もし先生の方から具体的に新たに御要望があれば、外務省としては米軍にこれをつなぐということにいたしたいと思います。私は、今度おつしやっているわけですが、湾岸情勢が緊迫をやっている事態なので全国の米軍の施設については戦闘態勢に入っていると、したがってこの池子は戦闘態勢だけではないと今度おつしやったというふうに承っていると、したがってこの池子についてもそういうことなのでということが理由であります。

○小林正君 湾岸情勢だけではなくて、今度おつしやったというふうに承っていると、したがってこの池子についてもそういうことなのでということが理由であります。

○説明員(原田親仁君) 先生おつしやるとおり、

それは理由として挙げておりましたけれども、その前に現在都合が悪い、それに加えてということを具体的に私たち調査団が再び、湾岸戦争が一応終結という段階を迎えているわけなんですか

も、そのとき理由にされたものは既になくなっています。それらとの関係で再度御要請を申し上げたら受け入れれますか。

○説明員(原田親仁君) 先生今、再び要望があれども受けけるかどうかという御質問なんですが、先ほど来申し上げておりますように、この問題は米側がその管理権に基づいて判断する問題でございまして、政府として前向きに回答がある、ないとかということを予断することはできないというこ

ないけれども、一番そこで問題になるのは、オ

ブンスペースで、親善交流でということを言いつつも、やはりそこに壁をつくって遮へいしていく

という精神構造みたいなのがあって、それで隠そ

うとしている。そこからいろいろな悪感情が生まれるのだから、そういうことを、一方で埋蔵文化財はどんどんやっていて、中断もしないでやって

いて、我々に対してはお断りだ、湾岸情勢ですと。今度は湾岸情勢だけが主なるあれではないと

いうような言い方で、しかし将来的にあそこに米軍家族が住むんだということになつて、よき隣人として逗子市民とちゃんとできるんでしょうか

ね、そういうことで。

私は、今の雰囲気、この間も行つて感じてきているんですけども、到底米軍家族にとつても安住の地にもなれないし、今の外務省の対応の仕方によって一層逗子市民との関係でよき隣人という関係を結ぶことは難しいんじゃないかなということを懸念するからあえてたびたびそのことを繰り返してただしているわけで、目的がそういう場所なんだから前向きな回答があつてしかるべきじゃないかなということを重ねてお聞きしておきたいと思います。

○説明員(原田親仁君) 外務省としては、先生の方から具体的な要望がいただけますならば米側に改めて伝えたいということでございます。

○説明員(原田親仁君) そういうことであれば、私どもとしても再度そうした手続を経て、事実として、外務省の考え方なりを事実をもつて対応していくといった、このように考えます。

次に、防衛施設局の関係についてお尋ねしたい

といふうに思います。

○説明員(原田親仁君) 県と防衛施設局との関係の中で環境評価の調査が行われて、その過程で発見されたシロウリガイ化石の調査の報告書が平成二年の三月と、それから十二月に統編というのがまとめられていくわけですが、この二つの報告書の関係についてお尋ねしたいと思います。

○説明員(田中幹雄君) 防衛施設局は、池子米軍

家族住宅建設事業区域内のシロウリガイにつきま

して、神奈川県と調整の上、六十三年の九月から地質学及び古生物学の専門家によりまして現地調査をいたしました。それで、平成二年三月にその

調査研究の成果を報告書として取りまとめて、その過程でシロウリガイ化石層は西側丘陵地のほか建設事業区域内に広く分布している可能性が強くなり、この分布状況をできるだけ正確に把握する必

要があるということの意見を得ましたので、専門家の指導によりボーリング調査等を開始しまして、同年の十二月に調査結果を報告書の統編として取りまとめたものでございます。

○小林正君 報告書によると、特に統編の方なんですかけれども、この調査の目的について、「シロウリガイ化石層の地下での分布を確認し、地質構造との関連を検討する」、「前報告書の段階でシロウリガイ化石層の堆積環境については、海底谷の埋積層との見解を得たが、さらに地下での岩相変化をおさえてこのことを確かめる」、三つ目と

して「池子層、逗子層の新鮮なサンプルをボーリングにより採集し、微古生物学・岩石学・地球化学的研究を行う」、四つ目は「これらの結果にもとづき化石の評価と保存についての基礎となるデータを提示する」、こういうようなことを調査目的とされてこれが進められたわけですが、この保存の指針として、結語としてここに六項目が述べられているわけです。

この中で、「まず、本区域のシロウリガイが現状のまま保存されれば、それが一番の対策であることは明らかであり言を要しない」ということが書いておりまして、六番目に、「本区域に手がくわえられようともなからうとも、シロウリガイ化石層の研究に対して現在とりうる最大の努力をし、さらに国民的遺産としての化石層の保存、そして後世への研究機会を残すうえで、誠実で最善の方策をとるべく常に努力することが必要である。」、こ

ういう結びになつています。

そして、二月八日の神奈川県環境部、教育委員会、防衛施設局等との関係で三項目にわたって保存措置についての対応がなされたわけですが、この報告書とこの三つの措置との関係について、施設局としての見解をお願いしたいというふうに思います。

まず、先生お尋ねのシロウリガイ化石の報告書の関係でございますけれども、これにつきましては六十二年一月の神奈川県の環境影響評価審査書におきまして、シロウリガイ化石の調査を行い、その内容を明らかにし、また保存の方法を検討するよう指摘がございました。そして、六十二年九月に神奈川県に提出いたしました環境影響予測評価書におきまして、その保存について関係機関と調整し適切な措置をとるよう努めるという評価書を提出したわけでございます。

六十三年九月から先ほど申し上げましたように、地質学及び古生物学の専門家によりまして現地調査を行ったわけでございます。そして、先生はと先生お尋ねのように、平成二年三月にその調査結果をまず報告書としてまとめたわけでございますが、その過程におきまして、シロウリガイ化石層が西側丘陵部のほかに広く分布している可能性があるあるということから、この分布状況をできるだけ正確に把握する必要があるという意見を得ましたので、私ども専門家の指導によりましてさらにボーリング調査も行いまして、十二月に調査結果をまとめたところでござります。そして、先生お示しのような報告書を十二月に私どもいただいたわけでございますが、この報告書、最初に申し上げました三月の報告書並びに十二月にまとめた報告書を、私ども最初にこの調査をするきっかけになりました神奈川県に対しまして提出いたしました。そして、神奈川県環境部、県教育委員会、それに私どもと調整会議も行いまして、現地調査を始めましてシロウリガイの保存措置について協議

を行つてまいつたわけでござります。

を行つてまゝいつたわけでござります。
そして、その結果といたしまして、私ども西側
丘陵部につきましては、今後工事の過程におきま
して記録の整備を図るとともに、露頭等の削除に
当たつてはできるだけ大きく切り取り、学術的の教
育的利用に配慮するということ、そして中央ア
ロック、東ロックのシロウリガイ化石露頭地と

の上に立つて国の天然記念物指定を望んでいるわけであります。こういう当地の状況。既に逗子市の文化財保護委員会から市の天然記念物として指定することを望むという答申も出されているわけで、こうした逗子市当局の再調査の要請というものについて防衛施設庁としてどういうふうにお考えなのか。

の文化財保護委員会でございましたでしょうか、この点につきましては、神奈川県の手続でござりますので、私からは申し上げる立場ではないと思ております。

それから、最初に申し上げておりますように、このような専門家によります調査、そして現地調査等を行なって、

○小林正君 二回に分けて報告がなされていますね。これはどういう関係になるんですか。その報告書の統編という関係になっていますね。その関係が、一部からは、何か施設局としての報告を受けてどう対応するかという関係からすると、やりにくい面が出てくるというようなことがあります。ではないかというふうな指摘もされているんですね。

○説明員(荒木丈彦君) 先生お尋ねの点につきましても、先ほども私どもから申し上げましたように、これは環境影響評価備査書及び環境影響評価書に基づきまして調査を行つてあるところでございまして、まず三月にまとめました調査、その中で、専門家の方から、建設事業区域内にシロウトリガイ化石が広く分布している可能性があるから、この分布状況をできるだけ正確に把握する必要がある、こういう意見をいただいておりますものですから、さらに専門家の方の指導を受けましに、私ども施設内十二カ所にわたりましてボーリング調査を行い、そしてそのボーリング調査の結果も踏まえまして十二月に調査結果をまとめたところです。そこで、この二つの報告書をそろえまして、先ほど申し上げましたように、奈良県に提出したところです。

○小林正君 報告書によりますと引き続き調査の必要ということも指摘をしているわけでありま

す。また、逗子市の教育委員会も、事業区域内全般にわたる調査によって全容を把握をしたい、そ

の上に立って国の天然記念物指定を望んでいるわけであります。こういう当地の状況。既に選子市の文化財保護委員会から市の天然記念物として指定することを望むという答申も出されているわけで、こうした選子市当局の再調査の要請といふのについて防衛施設庁としてどういうふうにお考えなのか。

この二月八日の決定については、いろんな方がいろいろなことをおっしゃっているわけですが、「例えば、県文化財保護委員会に諮問し、評価を得るといった手続が一切省略されており、根本的な疑問を禁じ得ない」という指摘をされる方もありますし、全面的な再調査が必要との声もあるのに、十二月の報告そして二月の決定ですから、かなり短期的な期間の中でこれが決定されたということに対して疑問の声を述べられる人もおります。また、切り取りりとということなんですねけれども、「百メートルぐらいのブロックで残せないと意味がないし、標本として残したものならどこにでもある。」ということになります。国民にとにかく大切なかつての地学現象を知る生きた証拠としてそれは意味がない、こういう言い方をする人もあります。さらには、「失礼かもしれないが、池子化石群の貴重な意味を、協議した人たちは知らないんじゃないのか」といったようなことを言つてゐるというんで、これは神奈川新聞の記事で出てゐる内容でござります。これらの問題についてどのようにお考えでしようか。

○説明員(荒木丈彦君) 私ども、先ほどから申し上げておりますように、神奈川県の環境アセスというところから、審査書並びに評価書に記載されましたところから調査を行つているところでございまして、その調査に当たりました先生方につきましては、八名の方の専門家を委嘱しているわけでございます。地質学については六名、古生物學については二名という八名の専門家、日本における高度の専門家に委嘱してこれまで調査を行つてきましたところでございます。

それから、先生お尋ねのありますと、神奈川県

の文化財保護委員会でございましたでしょうか、この点につきましては、神奈川県の手続でございまますので、私からは申し上げる立場ではないと思っております。

それから、最初に申し上げておりますように、このような専門家によります調査、そして現地調査を行いまして、平成二年三月それから十二月に研究の成果を報告書としてまとめてあるところでございまして、この一連の調査研究につきましては、学際的に多方面からの検討が十分綿密に行われたものと私ども理解いたしております。

○小林正君 そういうことで、統編の中でも、冒頭言つておられるように、現状保存することが一番望ましいんだという指摘をされているわけです。そしてまた、県のアセスの関係で言えば、あくまで事業を行うためのアセスということですから、その調査結果がこういう形で出てきた場合、それは計画そのものについてかかる部分というのも当然、切り取り部分なんていふのがあるからあるわけなんですねけれども、それらについて、この調査結果が基本的に現状保存をすることが望ましいという立場からすれば、このことをもつて計画変更という判断も一つの選択肢としてあるわけなんですね。そのことについて施設局としてはどうお考えでしようか。

○説明員(荒木・文彦君) 先生お尋ねの報告書におきましても、「工事を行わなければならない事態になった時、」と、ほかにも「豊富に分布する」とは一つの救いであり、保存に対する段階的な方策を講じることが可能であることを示す。」といつたような記載もされておりますけれども、いずれにいたしましてもこのシロウリガイの調査につきましては神奈川県の環境アセスということから始まったことでございまして、私どもこれを、調査報告書をそろえまして神奈川県にお示しし、そして今後の取り扱いについて御協議してきたところでございます。

○小林正君 経過としては確かにそういう手続を

は、あるいは流れとしてはそのとおりだといふうに思うんですけども。しかし、当初こうした計画がされた時点で予期していなかつたことがそこから出てきているというこの事実に着目をして、判断として、それが切り取りで保存することが意味がないという指摘もあるんですから、当然のことながらこれは埋蔵文化財の関係も含めまして、やはりそうした貴重な、失われてはならない一部として、これが破壊されないためにどうしたらしいのか。工事全体についても見直してもよいと、その判断は施設庁としてはできないんですね。

○説明員(荒木文彦君) 先ほどの報告書におきまして、これを見ますと、「十分な露頭の調査と化石化層の移転、保存がなされ、また最大の化石層の分布域であるNo.7」、ちょっとと地点、数字が出てまいりますが、ここにおきましては本邦最大層の七十メートルの長さにわたりまして化石層が発見された、こういふことがございますが、この「丘陵が保存される場合には」、「本区域のシロウタリガイ化石層の学術的価値をすべて失わせるものではない」と、こういった報告の記載もござりますが、いずれにいたしましてもこのような報告書を、まとまりましたものをそろえて神奈川県と御調整をしてきたわけでございます。

○小林正君 恐らく今後の問題として、こうした天然記念物の扱いについてこれから文化庁にもお質問させていただきたいと思うのですが、そういうう關係の中で、既に当該の逗子市が天然記念物指定を早急にという答申もされているという段階でありますと、やはり貴重な文化財としてこれをできるだけ生の形で保存をして後世に伝える、こういう課題があるわけで、今日的な意味で選択肢は、やっぱり計画を変更する、そしてそれを守る民の期待でもあろうかというふうに思うんだが、こうしたことにしてかのぼつて二月八日の決議について変更するという意思はございませんか。最後にお聞きします。

○説明員(荒木文彦君) 私ども、池子米軍家族住宅につきましては、米海軍からの住宅の不足の解消という希望を受けまして私どもがこれの実施に当たっているところでございまして、シロウリガイ化石につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり神奈川県からのアセス、これに基づきまして調査を行つたところであります。その結果につきましては報告書をそろえて神奈川に提出し、今後の措置について協議を行い、その保全措置を決めてきたところでございます。

○小林正君 大体同じお答えを繰り返しあつておられるので、きょうのところはそのぐらいにさせていただきましょう。結構です。

次に、文化庁にお尋ねしたいんですが、いわゆる文化財保護法に基づく天然記念物指定について、まあいろんなケースがあるんでしようけれども、こうした類似の場合の天然記念物指定の要件について、簡単で結構ですが、手順といいますか、お願いをしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 文化財保護法の規定によりますと、まず天然記念物に指定することができるものについて書いてござります。同法の第一条におきまして、動物とか植物とか地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものであることが第一ですが、そのうち我が国の自然を記念するものとして重要なものということの規定が第十九条第一項にあるわけでござります。

この文化財保護法に基づきまして、文化財の保護につきましては、こういう学術上価値が高いと認められたものと同時に、「関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」ということが第四条第三項で書いてござります。特に天然記念物の場合には、そういうふうな規定があるわけではございません。

地の所有者でありますとか開発の関係とかと非常にかかわりがあるわけでございますので、規定との別の条項がございまして、天然記念物等の指定に際しては、財産権を尊重するとともに、国土の開發その他の公益との調整に留意することが求められるというような規定があるわけでござります。

て、従来、文化庁では天然記念物の指定については次のような手続でやっているわけでございます。

まず第一に、これまでの学術的な研究の結果として、我が国の自然を記念するものとしてその価値の重要性が確立していることというのが第一の条件でございます。そして次に、天然記念物に指定して保護するということにつきまして、土地の所有者その他の権利者や公益的な事業を計画している機関などの了解が得られているものであることをいうのが第二点でございます。そして、第三点といたしましては、天然記念物としての将来にわたる保護を国とともに推進していくことになる関係の市町村、都道府県の教育委員会が指定について了解しているかどうかなどの要件が整つている場合に行われるわけでございます。

通常の場合には、関係の市町村あるいは都道府県の教育委員会からの申し出によりまして、その後の文化庁としての判断に基づくいろいろな作業があるわけでございますが、簡単にいうことでござりますので、大前提を御説明申し上げました。

○小林正君 今回のこのケースについて、そうしますと今のお説明ですが、地元なり逗子市の文化財保護委員会等の答申というものを踏まえて神奈川県といふものを経由する場合、あるいは直接的という場合もあり得るかと思いますが、要件は満たしているというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) シロウリガイのことにつきましては……

○委員長(下福葉耕吉君) ちょっと声を大きく連り上げてやつてください。

○政府委員(遠山敦子君) はい。シロウリガイの化石につきましては、先生御存じのように、このシロウリガイというのは生物学的にもあるいは地質構造を解明する角度でも貴重な資料ではあるわけでございますが、学問的にはまだその価値というものについて確立されたものではなくて、ども

石であるわけでござります。そのようなことから、先ほど申しましたように、第一の条件でござります学術的な価値が確立しているかどうかといった上での次の手順としてお申し出があり、と/orふうなことになつていいのであらうと考えております。

○小林正君 確かに技術の進歩とかあるいは研究の発展ということを通して、無意味なものが意味を持つてくるということがありますし、価値があるものに変わってくるということもあるんですけれども、この問題についてはかなり学術的に既に海底運動、いわゆるプレートテクトニクスの理論から巨大地震の問題に至る一つの証拠として、三浦半島一帯の地質の問題として指摘もされてきてゐるわけで、これらをさらに究明なり解明をしていくということ、その手がかりを与えていく上で非常に重要なものだという指摘もされているわけです。そういう点で逗子市としてもこれを重要視しているということがあります。ですから、まだその価値が必ずしも学術的にも定説化してない、しているということではなくて、今後展望する中でそういうものについて失われてしまう前に保存していくことの意味が大きいんだろうというふうに思うわけです。

既に、報告書の内容というのは、公式とはいわないまでも、私のお伺いしているところでは、仄聞するところでは文化庁としても既に御存じだと思います。おふうにも伺つておられるわけですが、その問題指摘と評価、そして二月八日の三項目の保存措置について、これとあわせて、文化庁として現時点でお考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(遠山敦子君) 防衛施設庁が環境アセメントの手続としまして、神奈川県の当局と調整して決定されましたこれらの化石の産地の取り

扱いの内容は、私どもも承知しているところでございます。

これらの化石産地は天然記念物にまだ指定されていないものでございますから、文化庁として公式に発言をする中身ではないわけでござりますけれども、その内容について今まで聞いておりますところから申し上げますと、調査団の調査結果、それからその意見を踏まえまして、防衛施設庁が神奈川県の関係部局と十分協議、調整して決定したものと聞いております。そして、その調査のやり方につきましては、関係の学界のすぐれた研究者を構成員とされまして、大変細密に十分な調査をもつておやりになつたというふうに考へております。

そして、その後そこをどうするかということについての防衛施設庁等の御判断では、三ヵ所の化石の露頭箇所があるわけでございますけれども、そのうち二ヵ所につきましては現状のまま保存されるということがあります。さらに、これらの化石の露頭の土地のほかにも、地下にはその包含層が豊富に存在するということが確認されているようでございます。

現状保存ができないという西側の丘陵地にある露頭地につきましても、関係分野の研究者による調査を行なながら、可能な限り大きなブロックで切り取る、そして保存をするということでございまますので、文化庁としましても、この取り扱いの方針等につきましては妥当なものと考えているところでございます。

○小林正君 ちょっとと今の結論の部分が聞こえなかつたんですが、もう一回お願ひします。

○政府委員(遠山敦子君) 先ほど来申しましたような報告書の内容については、文化庁としては妥当な内容と考えております。

○小林正君 報告書というか、県と施設局の間の三点にわたる保存措置、概要、そのことについて妥当だとお考えだという意味ですか。

○政府委員(遠山敦子君) 防衛施設庁が定めておりました池子米軍住宅建設予定地のうちのシロウリガイ化石の産地の取り扱いについての意見でござ

います。

○小林正君 実は、この件については、池子シロ

ウリガイ化石群を国の天然記念物に指定すること

を

求めること

であります。

文化庁として主張的にこの

事業を進めるという前提に立ってアセスメントが

行われる

という関係の調査が行われたわけです。

最高の責任ある立場として、こうした地元の要請等を受けて、現時点で文化庁として主張的にこの問題について調査を行う意思があるかどうか。特に

今までの報告

に、今までの報

を

等を

要請署名が集中しているというふうに思いま

す。

また、文化庁とい

うのはやつぱり文化行政の

事

務

の

職

員

が

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

この私学は、特に高等教育の中におきまして八〇%、正式には七八%ですが、さらにまた高等学校教育におきましても一七から二八、そして幼稚園教育が八〇%という中で、それぞれ自主的な建学の精神のもとに今日の日本の教育を支えています。そういう意味において私はやはり私学の重要な性、そういうものもあわせて考えていただきたい。特に今度、人口減によります過疎地帯の私学、そういうものも含めて私なりにやはり私学の今後の育成、また許された財政事情の中での私学問題に取り組んでまいりたい、このように考えます。

○会田長栄君 二つ目の問題は、中教審に絡む問題であります。これは後ほど具体的に中身をお尋ねしたいと、こう思います。

そこで、この私学助成に限つてお尋ねいたしましたが、限られた予算の中でどうのが実は問題であります。その点についてもつと積極的な所見というものをいただけるものと期待しております。

御承知のとおり、日本は日米構造協議の中で四百三十兆円の公共投資という問題が出てまいります。そして、この公共投資四百三十兆円の中に、いわゆる教育、文化、学術、スポーツ、こういうものを含めまして、大臣として積極的にこの四百三十兆円に切り込む姿勢がありや否やということを本当に聞きたいかつたわけですが、その点についてはひとつ。

○國務大臣(井上裕君) さつきちょっと数字を挙げて申しましたが、わずか二十九億といいますか、これは御案内のようにこの補助金、概算要求基準でマイナスになって一〇%切られておりますから、正式には二百九十一億円の増になつておる、こういう考え方をいたしております。

しかし、いろいろな面の文部省全体の国におけるシェア、その中で非常に私学が、私ども本当に申しわけないという感じはいたします。この間、実は私学団体連合会の西原会長は非常にいことを言っていただきました。それは、私どもは文部省の予算から私学だけいたらくということであ

○会田長栄君 これは昭和四十五年に初めて百三十二億円の私学に対する経常費補助というのが閣議で決定をされて、五年後に私立学校振興助成法というのが議員立法で制定されて今日まであります。だから、年々恒常に私学の振興に役立てるようにならなければなりません。どうして、私学関係者にとっても日本の教育にとっても問題は非常に解消されるわけがありますが、昭和五十五年度をピークにしてまた下がってきてています。これはもう大臣、御承知でしょう。したがって、今日の根元になつてゐる第二次臨時行政調査会が国財政再建のためということを答申して以来、非常に助成費が下がりっぱなしであります。どこまで下がるか、ここが大きな節目になつて、昨年から関心を持つてきましたところであります。しかし、実際にこの種の問題は、議員立法が出て国会の附帯決議があるわけですから、このことを目標にしてやらなければいけないと、こう思つてゐるわけであります。その点私も遺憾だと思っております。しかし、第一次臨調の答申が出て以来、なかなかこういう傾向になつていません。

そこで、大臣が就任して第一に掲げた以上、このことを目標にしてどうしても私は取り組んではほしい、こう思うわけでありますから、御所見を承ります。

○國務大臣(井上裕策) 今申し上げましたとおり、私学の振興というのはもう本当に私ども長年で、ほとんど文教委員の方々は党派を超えて一生懸命やつていただきた。そういう中で私もそれを掲げていたわけでござりますから、私なりにできるだけのひとつ努力をいたしたい、このように考えております。

○政府委員(逸見博昌君) 大学といたしまして国公私立三つのタイプの学校があることは御承知のとおりでございます。その中におきまして、私立大学が果たしている役割は量的にも質的にも大大きい。しかるに、その教育条件、研究条件その他が大変劣悪なものであったということ。これは、我が国の高等教育全体の八割を占める私立でござりますから、これをこのまま放置しては我が国の高等教育の水準そのものが大変なことになるということからこういった法律ができまして、教育研究水準において早く国公立に追いつかせるよう、そういういた配慮、背景があつてこういった立法がなされたと理解しております。

○会田長栄君 本来であればもとわかりやすく聞きたかったんです。この昭和三十年代というのは高度経済成長期でありましたね。学生の急増期でありました。同時に大学も設備投資に大変金がかかりました。学費の値上げといふものが大きな問題になりました。これが学園紛争の出発点ではなかつたんですね。

○政府委員(逸見博昌君) そういういたことも大きな背景にあつたことは承知をいたしております。

○会田長栄君 そういういたことともと言うけれども、これが一番大事じやなかつたんですけど私は聞いてるんですよ。したがつて、政府の私学助成にかかるる、私学振興にかかるる問題ではなくて、議員立法という形でここに法律を制定して、いたという過程があるんです。今日の私立大学、私立高等学校、中学校含めまして、これは似たような状況になつていませんか。お伺いします。

○政府委員(逸見博昌君) 似たような状況というのが、授業料が高くて大変な状況にあるというふうなことで受けとめさせていただきいたしますと、例えば大学等におきます授業料、これはこの補助金制度を始めます前、大変な格差があつたわ

けでございます。五倍近くかたと思っておりま
す。これは現在では大学等におきましては一・九
倍、二倍を切るというところにまで至つております。
高等学校以下におきましてはまだ格差は少し
ござりますけれども、そういうことでこの補助
金の成果も、先生がおっしゃいました学園紛争の
種になつた授業料の大変な値上げ問題、こういつ
たことにもこの補助金が徐々にではござりますが
浸透していくまして、鎮静化に向かわしてい
る。こういった実態もあることを御承知賜りたいと思
います。

○会田長栄君 それでは、私学の経営状況、財政
状況といふものを幾つかの視点で教えていただけ
ませんか。どのような傾向になつてゐるか。

○政府委員 逸見博昌君 これは、現在、私学助
成を行います私どもの基本的な立場でございます
けれども、国公立大学と比べて一体どういう状況
にあるかということをまず把握いたしております。

例え申上げますと、初年度学生納付金で
は、先ほど申し上げました一・九倍でございま
す。それから教員一人当たりの学生数、現在三・
六倍、学生一人当たりの経費が国立に対して六
四%である、学生一人当たりの校舎面積が五一%
である等々幾つか指標をつかまえておりまして、
こういった状況でござりますから、まだまだ私学
の財政状況は国公立と同じような水準で教育研究
を行うには不足しておるというふうな状況でござ
いますので、私ども、先ほど大臣がお答えいたし
ましたとおり最重要課題の一つとして私学助成に
取り組んでいるところでござります。

○会田長栄君 ところで、これは文部大臣も所信
表明、抱負の中で、日本の教育、二十一世紀を目
指して公立、私立の役割はまことに大きい、とり
わけ私立の教育に果たしている役割は量的にも大
きいということを指摘して、振興を図らなければ
いけないとということを力説しています。

そこで、御質問申し上げます、局長。

日本の大學生というのは幾つあつて、そのうち私

立大学は幾つで、パーセンテージにすれば国立公立対私立大学はどのような比率になつておりますか。

○政府委員(逸見博昌君) まず学校数で申し上げますと、大学では、私学が三百七十二校ござります。それから短期大学について申し上げますと、四百九十八校でございまして八四%を占めております。そういうことで、これでは全体の中におきます私学の比率だけが出ておりますので、今直ちに国立公立が全体の中で何%を占めるかちょっと計算しております。

以上でよろしくうございましょうか。

○国務大臣(井上裕君) 全体で大学が五百七校、短大が五百九十三です。その中で、○会田長栄君 端の数を捨てる、もう八〇%がこの私立大学に日本の教育というのは依拠しているということになります。したがつて、議員立法でこの私学振興助成法が制定された當時といふのと今日の状態といふのは、実際は学費、入学金などを含めまして状況が似てきてるんですね、いわゆる国立大学、公立大学に必要な父母負担というのは。そして、私立大学に通わせている父母負担といふものの割合からいくと、まことに昭和三十年代に似ている。

こういうときに、文部省自身が実は私学振興助成費を増額すると言つても、必ず公共施設などを含めて文部省の予算を減額をして私学助成に回す

という傾向があるんです。これでは、日本の二十世紀を目指す教育といふものの財政的基盤を整備していくという視点にはどうしても立たないと私は思うものだから、その点を含めまして、文部大臣が私学振興を第一に充実していかたい、振興を図りたいと言うからには、国の財政要求に対しても教育には金をかけたくないというのが大蔵省のようございますから、これに金をかけなければ世界に共通する日本人を育成することはできない、国際的に指導するその役割を担う日本人の教育はできない、こういう視点に立つてひとつ

次年度の予算編成に向けて努力してもらえないかという点について御所見を伺います。

○国務大臣(井上裕君) いや先生、お言葉を返すのですが、大蔵省もそれなりに一生懸命やつていただいていると思います。かつては私も大蔵省全体の中のいろいろな公立学校の施設整備、そういうものも私学に入れているという中で、それぞれ一生懸命努力をしているわけでありますから、先ほど申し上げましたように、世界の中で資源の乏しい日本の国がこれだけ成長発展したということは教育であろう、こういうよう私は思つております。

そういう中で、西原前総長のように、私学だけでなく文部省の予算から私学をということを、分かれ前ということもなく文部省予算全体をひとつ上げていただいて私学も上げていただく。大変私も感銘を受けたものですから、そういう中で八月概算要求に向かって今からひとつ各局長、また審議官、そしていろいろ課長を激励して、ぜひともひとつ幾らかでも御期待に沿いたい、このようには私は感じております。これはやはり人間ですからできることとできないこととありますから、私なりにひとつ努力をいたしたい、このように考

えております。

○会田長栄君 長年の文教のベテランでありますから細かいことを申し上げなくたって百も承知だと思います。先ほど申し上げたとおり、四百三十兆円の公共投資の枠の中に教育、学術、文化、ス

ポーツなどを含めましてひとつ積極的に働きかけて取り組んでほしい、ということを申し上げて、この私学助成問題は終わります。どうぞよろしくお願ひします。

第二の問題は、教職員の定数改善計画の見通しの問題であります。

これは冒頭申し上げたとおり、義務制の第五次教職員定数改善計画などにつきましては、大臣折衝までやつていただきたいと十二ヵ年計画というのを完結させていただきました。その点については敬

意を表します。

しかし、一方振り返りまして、教育条件整備をする際に何といつても大事なのは、これは文部省の予算の大部が人件費でありますとおり、教職員の定数改善計画、いうのはどうしても必要になつてくる。十一ヵ年計画、やれやれよかったです。

政務次官をやりましたので、その中で確かに文部省全体の中のいろいろな公立学校の施設整備、そなつしましてこれは一年でも休むわけにはまいらないだろう、こういう視点に立ちまして、一体平成四年度以降の教職員の定数改善計画、いうものはどういう見通しを持って今日取り組まれているのかという問題についてお伺いいたします。

○国務大臣(井上裕君) 今先生おつしやった、昭和五十五年から私どもの悲願でありました四十人

学級が、平成三年度の予算を通していただければ完成する、早く通していただきたいんですが、こいつは二十一というようななどと云ふことは、これは父母や

かつて次の問題を考えなくちゃならない、このようになります。もう二千七百万という調査費もついておりますし。

さりとて、じゃ四十人学級すべてでこうかというと、過密都市におきましてはそのようなところであります。しかし過疎地帯に行くと二十六ある

いは二十一というようなところもあります。これはやはり調査して、将来は必ずこれは西欧並みにやらなくちゃならないと思いますが、さて来年何人にしろということはやはり調査を、今まで十二年かかるやつと四十人学級に皆さんのお力で

書いてあります。そういうものより私自身今考え、調査費をつけていただきましたので、そういう中で地域のいろいろな配分、またその地域の状態、そしてまた学級関係、そういうものをすべて見比べてそのようにもつていかなくちゃならないのかな。

さて、すぐ来年概算要求で何人にしろということは、ちょっと私、さつき言つたように、正直ですかでできることとできないことがありますからで見比べてそのようにもつていかなくちゃならないのかな。

○政府委員(慈谷利夫君) 先生が今御指摘になりました国際比較も、文部省では外国の実態を、これは主として文献でございますが、わかる範囲で調べております。それによりますと、いろんな学級編制基準あるいは教員一人当たりの子供の数等現在わかっている段階では、いわゆる先進国と言われている国は日本と比べて若干進んでおります。そういう点は大きい参考にして過去にも改善をしてきましたし、今後とも一つのよりどころになると思います。

いすれにしましても、先ほど御指摘のありました調査につきましては、十二年かからつて、大分先生方も我々もいろいろ努力して苦労してようやく完成したわけでございまして、それについて完成時点において各市町村まで当てはめて一体どういう実態になつておるか、それから今後教職員定数のあり方を考へる場合にどういうふうな児童の推移が現実の現場、学校や市町村に当てはめて考えたら将来どうなるか、そういうことをいろいろ

○会田長栄君 文部省は、毎年何百人という方を海外研修に派遣をしているという状況ですね。もう何十年にもなります、派遣してから。同時に、いろいろの資料を美術で調査をいたしましてこうして、調査が必要だということをございます。

もろもろの資料を実地に調査をいたしましてこういうものをまとめられている。こういうものを総括すれば、今後日本の一学級当たりの子供の数といふものはどこを目指していけば先進主要国の水準に達するのかといふのは、私はもうおわかりになると思うんですよ。わかっているが何となく、先ほどから出でますが、本来であれば大蔵大臣と教育論議やりたいぐらいなんですがれども、もう十二ヵ年計画といふのも本来であれば子供がらが決つて、からうこの幾会に二、三年並ばして

私でなくとも、子供が減れば先生減るのが普通ではないのかなと、こう思うでしょう。そういうことを言いたくなると思うんですよ、大蔵大臣は。しかし、言いたくなるけれども、一面でどう

較をしてその水準に一日も早く到達できるようになりますから、この間まことに短い日時しかございません。総力を挙げて今日までの調査の総結集を図つて新たな計画をしてほしい、こう思うわけでありますから、大臣の決意のほどをお聞きしたい。

○國務大臣(井上裕君) 先ほど申し上げましたが、この問題は学級編制及び教職員配置の状況、また児童生徒の推移等、こういう調査をいたしまして、今先生おっしゃるようにすべてがそういうような方向で向かっておりますが、さてこれをこれまでで見るかという形になりますと、四十分級をやつたのが十二年かかつておりますから、我々なりに一生懸命努力をいたしたい、このように考えております。

○会田長栄君 それでは方向を変えて、現場の実態から関連をしてお聞きをしますよ。

今、国際的な理解、連帯、そして指導的な役割というところで、教育課程では中学校の外国语、三時間なんですよ。ところが、そういう指導、助言のもとに今全国の各自治体は、三時間ではどうも履修できない。そこで、一時間ぶらして四時間にするというふうに動いているんですよ。

ところが、昨年まで三時間できて、ことしから四時間にしますよと言つたって、そんなに簡単に英語の先生充当できるわけがない。今まさに全国の各農村地域における中学校、この一時間ふえたために英語の教員をどう補充するかというのでてんやわんやでしよう。それ御承知ですか。

○政府委員(菴谷利夫君) 例を今英語で先生おつしやっていますが、中学校の英語について触れてみますと、おっしゃるとおり、選択教科の範囲の一つですが、大部分の中学校では英語をとつていい、こういう実態でございます。そしてその選択教科の一回間における時間配分でございますが、

從来三時間の授業、これを選択教科としては三ないし四時間に拡大といいますか、変えるという方向が出されておりまして、平成五年の中学校の指導要領から全面実施される、そういう構えでございます。それで、この指導要領の告示でございまが、平成元年三月に告示をしまして、そういうふうにシフトしていくこという予告をし、かつ各都道府県等にいろいろ伝達し指導してまいっております。

そこで、平成五年までですから、言いますと四年くらいございまして、各市町村、都道府県等のいろんな考え方で、この三時間から三ないし四時間にしたものはどうしていくかということは、それで考えておられるわけですが、それに即して、もし英語をふやしていくこととかなり多ければ、そういう先生を足りなければふやすといふことはもちろん先生のおつしやるとおり必要でございます。それについては、一週間の授業時間が従来どおり全体で週三十時間は変わっていないいということから、担当する先生全体の数は同じでいいと思うんでございますが、どういう教科を担当する先生をどういう比率にするか、これは大ざっぱに言えば四十七都道府県でそれぞれではありますね。それで、担当する先生全員の数は同じでいいと思つていいでございます。それについて組みおりまして、平成元年三月以降そういう取り組みでやつていただきたいものと思つてゐるわけでございます。

て、どうしても私心配しているから、平成四年度お休みになつてしまふんではないかななど。お休みにはしていきませんよと。どうぞその点は、新たな決意で平成四年度から改善計画を新しく策定して出発してほしいという願いがあるからこういう申し上げをしているんです。どうぞよろしくお願ひしますよ。

それで、その次に文部大臣にお伺いしたいのは、この点は私も賛成なんです、この抱負は。昔一緒に遊んでくれた先生は忘れない。それは忙しい教員もいるけれども、気の持ちようだといふところがちょっと違う。ちょっと違うんですよ。前半は賛成なんです。ところが、大臣も御承知のとおり、こういう雰囲気が学校にあつたころというのは昭和三十一年までなんですね。三十三年以降というのは、そういう雰囲気が徐々に減ってきたんです。それで、文部大臣が、そんな理屈ばかり並べてないで気持ちさえ変えれば結構差し支えないと、子供は忘れないで遊ぶよと、こう言っている。この前半の言葉というのは、私はもう先生である限りどなたもノーと言わないです。みんな賛成ですよ。そうだと、こうなります。しかし、後段の気の持ちようだけでは、ちょっとどこへ来ると幾つかの方法が出てまいります。気の持ちようで何とか遊べるというのもいるだろうし、それは無理したら自分はどうにもならぬというのも出てくるだろうし、一々そんな子供と遊んでいることなんかないんだというのもいるだろうし、いろいろ出てくるだろうと思つ。

そこで私は、文部大臣がこんな新鮮な発想、抱負を持っているわけでありますから、昭和三十年代の後半から今日まで続いているところの学校現場の実態の状況というもののもう少し関係各局の皆さん方が率直に大臣に申し上げてほしい。私は前回、昨年も大臣に申し上げました。一つは、今後の学校の研修体制というのは並み大抵日程ではございませんよ。教員の資質向上、これも反対する人はいないあります。だけれども、資質向上

として文部省が二二二十年やつてきたことについて、もうちょっとと考え直してみませんかということにならぬと、この言葉にはつながらないんです。

一例を言います。文部省は研究指定校というのをつくります。文部省が各県に一つ研究指定校をつくる。大体各県教委當て一つずつつくる。多いところで二つある。この一つか二つだと思つてゐるんですね。ところが、この方式を実は各都道府県教育委員会はいいことだといふんで、よしこの方式をとろうといつて、今度は一つが十五になるんです。十五になるんですよ。これは十五のところもあるし、十のところもあるし、二十のところもある。ところが、この二十を今度はいいことにして、市町村教育委員会がまたあやすんですよ。これだけじやとどまらないんです。小中学校の、高校も含めていますが、昔は自主的な教育研究団体というのがあつたんです。ところが、小学校教育研究会、中学校教育研究会、高校教育研究会に整理統合して各自主的な研究団体はやつた方がいいといって、文部省が指導して出発したんですね。出発した当初は、初中局長いわく、この団体は自主的創造的で、結成するも解散するも、あるいは中身をどのようなものを研究しようとも、先生方の御自由でござりますと。そして結成したんです。

今、どうなつていてますか。もうこの研究会も、研究指定校をつくつてすべての実践研究をやつてもらつて発表していただきましょうというところまで発展してきている。網の目のようにこの研究指定校があるんですよ。そして、研究報告まである。これは一例ですよ、これは研究指定校というシステムの中でどう現場がなつてあるかという一例です。

長くなるからこの辺で質問申し上げますが、こういう指導というものについて一度皮をむいて、文部大臣がおっしゃっているように、先生方が子供と一緒に遊んで、一生忘れられないようなお互いの関係とともに育つ関係にしていきま

しょうという状況のゆとりある学校、潤いのある学校、お互いに切磋琢磨する環境のある学校に育つために、私は、振り返つてみると必要があるのではないかとゆとりも潤いもないですよ。だから、文部省の言う一言というのはそのように波及するということなんですね。恐らく今度は、文部大臣が抱負を語つて発しましたから、これがなんだん職場に行つてもっと活発になるでございましょう。そういう意味で、これはどうか一度、一昨年文部省が今日の子供や学校現場におけるもろもろの困難な状況、課題といつもの教育白書で発表しましたから、それをもう一步深めにはまつてひとつ分析してみて発想の転換をしてもらいたい。そういう気持ちがありますかということをお聞きしたい。

○国務大臣(井上裕君) 非常に難しい質問でありますから局長に御答弁願おうと思いますが、私はこの間ちょっと新聞だか本で読んだんですが、教育というのはそれぞれ一人一人の子供にそのそれぞの花を咲かせればいい、その花が小さくても目立たなくてもいいんじゃないか、それが私は教育だと。それは、長い間教員をやって、そしてその子供たちに教えられ、家族にも教えられたと。そういう一節を見たんですが、まさに私はその教員がおっしゃるとおりの言葉であろうと思います。

専門的な研究指定校、私は不勉強でよくわかりませんが、その問題は、この間もちょっとインターネットで言つたように、私は昔教わった先生の夢を見る。やはりそういう先生方ですね。今、学校の潤いのある教育、それが豊かな日本を形成したわけですから、そういう点ではやはり先生の言われるところにやりたい、このように思つております。ですが、細部のいわゆる専門的なことは局長から御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(菱村幸彦君) 研究指定校に限つて申しますと、御指摘のように、文部省はそんなお互いの関係とともに育つ関係にしていきま

ん。これはカリキュラムの改善のためのデータを得るとか、学校五日制について考へるためにその実践をやつていただきとか、そういうことでいろいろな目的を持つてお願いをしているわけでござります。その後、都道府県ないし市町村でそれまで研究指定校を設けられている例は私ども承知しております。承知しておりますが、これはあくまでも都道府県ないし市町村の自主的な御判断で設けられるものでございます。さらに、その教科の研究団体が設けられますのは、まさにこ

れはもうその団体で御判断なさることでございまして、それぞれ日本の教育をよくしようという観点から御指定になつていらつしやるものだと思ひます。

学校教育にゆとりを持たせるということは私どもも同じ考え方でございまして、昭和五十年代の教育課程の改訂、さらにはこのたびの教育課程の改訂におきましても、ゆとりとか充実とかそういうことは一番重要な課題といふうに受けとめて改訂をしているわけでござります。

また、先ほど切磋琢磨も大事だとおつしやいましたが、研究指定校などでは、まさに一つの目的をもつて全教師が挙げて切磋琢磨をなさるという観点からも、相当な成果を上げている例が多く報告されているということを付言させていただきま

つだけ教えてください。

○会田長栄君 私は、文部大臣が抱負の中で、昔を振り返つて、子供と一緒に遊んだ先生は一生忘れないということを言われたので一例を示します。それは今先生は子供となんか遊ぶないというかと、そういう点ではやはり先生の言わることはありますから、そういう点ではやはり先生の言わることはあります。それで、この日韓の交渉の過程で、いわゆる身分が保障され待遇も安定した教員になりたい、こういう韓国側からの方々への希望でございまして、それを受けていろいろな折衝を行つたわけでございますが、今言いました一月十日における覚書に基づいて、今後これから申し上げますような内容にしましようということで決着したわけでございま

す。

その第一点は、先生おっしゃった身分の保障でござります。身分の保障といいますと、非常勤でやはり暮らせないということもありますので、

れただですが、登校拒否とはどういう生徒のこと

をいつの間違つてお話し願いたいと思います。

○政府委員(菱村幸彦君) 登校拒否といいますのは、明確な定義があるわけではございません。昭和三十年代からこの問題が生じているんですが、

当初は学校恐怖症、スクールホーリーなどというような外國で出てきた用語を日本に翻訳して学校恐怖症なんというよくなことで扱つていただけてござりますが、その後だんだんふえまして、これは単にそういう特定の問題じゃないということで、

登校拒否ということでもう少し大きくとらえてい

るわけでございます。したがいまして、個々の事例とかその形態とか程度もさまざまでございま

す。私どもとしましては、主として何らかの心理的ないしは情緒的な原因によりまして児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるというふうにとらえております。

そして、先ほど大臣から申し上げました数字は、登校拒否の場合には年間五十日以上休んでいる者の統計でございまして、それが小学校が七千、中学校が四万、中学が非常に多いわけござりますが、そういう数字である。ですから、五

日以下で休んでいる子もいるわけでございまして、こうした者も広く登校拒否の状況にあることは変わらないわけでございますので、私どもはこれは大変深刻な問題だというふうに受けとめております。そして、文部省でもいろいろ外部の方の専門家ないしは実際に学校でそういうお子さんに対応していらっしゃる先生方にもお集まりいた

だしまして、どういう手立てをとつたらいいかという検討会議を進めているところでござります。

○森暢子君 今のお話を伺りますと、欠席が年間五十日以上の欠席者の数であるんですけども、それ以外の子供たちでも潜在的に学校へ行きたくない、行こうにも行かれないつらい思いをしながら行っている子もいるわけですね。そうしますと、それを合わせると大変な数ではないかと思うわけですね。「みんなそうだよ」と呼ぶ者あり) 先

生方もそういうのがあるかもわかりませんね。

それで、学校に行きたい、行こうとすると身体

的、精神的に拒否症状があらわれる。おなかが痛くなるとか頭が痛くなる。お医者さんに診ても

なるのを登校拒否、またはそれ以外に怠学ですね、怠

けで行かないとか、その他いろんな事情があつて

学校へ行かない状況というのを全部登校拒否と結びつけるのは、幅が狭いと思うんですね。それ

すべてを含めて私どもは不登校・不登校の子供た

ちというふうに呼んでいるんですけれども、そ

う呼び方にについては文部省、もう少し今後考え

ていついただきたいというふうに思います。

○政府委員(菱村幸彦君) 今御指摘のありました

ように、学校不適応対策調査研究協力会議とい

うのを文部省で設けておりまして、これは千葉大

学の坂本先生を座長にいたしまして、学校の先生

方とか一般有識者とか、それから関係機関の専門

家とか委員十八名で検討会議をずっと進めてい

るところでございます。

その第一は、登校拒否というのはどの子供にも

起り得るものであるという点でござります。従

来、登校拒否といいますのはどちらかといえばそ

の子供の特別な傾向と申しますか、ないしは家庭

の問題というような形で、特別な子供に起るこ

とではないかという認識で対応をしていた面がな

きにしもあらずなわけでござりますが、この検討

会議では、いやそうではない、登校拒否はどの子

供にも起り得る可能性があるんだ、そういう視

点でこの問題に取り組まなければならぬという

おおむねこうした新しいと申しますか視点を指

されておりまして、学校としてはこれらの問題、視点から予防的に取り組む、それから問題が

起きたら具体的にその子供たちにケアをしていく

ふうに考えていいわけでござります。

○森暢子君 今おっしゃったとおりで、今まで

学校へ来ない子供は病気である、特別な子供に起

こり得る現象で、中にはひどい学校では児童相談所または病院へ連れていく、これは精神病であ

るということで病院に入れられて、薬を飲まされ

て、そして家族から離されてなかなか親も面会で

きない、そういう中でつらい思いをしている両親

もいた、そういう現状が現にあります。

そういう中で今回のこの中間まとめが、基本的

な視点として、特定の児童生徒のみに起るもの

ではなくてどの子供にも起り得るという見方をもつ

出されたということは大変評価したい、このよう

に思つております。しかし、この題目が「学校不

適応対策」という、この不適応というのがおかし

いと思うんですね。適応できない、当人が悪いん

だという印象を持ちます。ですから、本人の責任

であるとか、または家庭責任とか教師責任とかい

うことに軽嫁されるような感じがするわけです。

それからもう一つ、今もお話をありました

こと、それは、不登校の子供の問題についてインタビューですか、その中に、不登校の子供の問

題についてインタビューがありました井上文部

大臣は、「教師、家庭、社会にそれぞれ責任があ

る」としながらも、第一義的に教師が責任を負うべきだ」と指摘されたというふうに答えていらっしゃるわけです。もちろんそれはそうでありますけれども、じゃそれで片づけていい問題かという

ことを思います。

私も中学校で教師をしておりまして、私はどう

いわゆる暴力を振るつたり学校へ

来なかつたりいろいろする子供に好かれる存在であります。なかなか学校へ来れない子がたまに来ましたら、給食だけ食べに教室へ入る。ところが、やっぱり本人は給食だけ食べに教室へ入るのが入りにくいけれどです。先生ちょっとついてきてと、こう言うわけです。私、ついて行きましたやんと席へ座らせてやつてこの子にも配つてやつてよというふうなことをやつて帰つてきたりする。それから、いじめられそうなんで便所の隅に逃げているわけです。先生、いじめられそなんだと言うから一緒についていつてやつたり、大変忙しいわけです。

そういう子供一人一人に私がいろいろ、それも教師との人間関係だと言いますけれども、限度があるわけです。これはもうやり切れないとあるわけです。これはもうややり切れないとあるわけです。その子一人の世話をしております間にほかの学級の子供はもうほつたらかしになるわけです。ほつつくたになつてしまつて、一生懸命取り組んでいるんです。いるんですけども、限度があるということをぜひ知つていただきたいと云うわけです。

その子一人の世話ををしております間にほかの学級の子供はもうほつたらかしになるわけです。ほつつくたになつてしまつて、一生懸命取り組んでいるんです。いるんですけども、限度があるということをぜひ知つていただきたいと云うわけです。

ですから、やはり私ども考えてみまして、管理主義の、まあ管理にならざるを得なかつた。子供を管理すれば教師も管理されているという管理教育の中で、画一主義ですね、そういう中で子供がもうやり切れなくなつてくる。

皆さん御存じだと思いますが、校則の中どんな校則があるか、大臣御存じでしようか。スカートの長さも一定にされて、教師が差しで床からはかっていく、ソックスの色も決められているとか、髪の形も耳が出るまで何センチとか、そういう中で一つでも違つたらみんな特別に見られ、そしていじめの対象になるわけですね。そういう校則が今学校現場ではあるわけですね。そういう中で子供が学校へ行きたくない、もうあの中へ行きたくないという気持ちにもなるわけです。そのほか、競争主義ですね、学歴の重視の競争主義。それから、受験競争の中いろいろとやは

り勉強のできない子は教室の隅にじつとしている。その中で体育のできる子はまだいいわけですが、やっぱり本人は給食だけ食べに教室へ入る陸上競技で一等になるとか、こういうふうなのはやります。スポートができる子は、パレーができるところが入りにくいわけです。先生ちょっとついてきてと、こう言うわけです。私、ついて行きましたやんと席へ座らせてやつてこの子にも配つてやつてよというふうなことをやつて帰つてきたりする。それから、いじめられそうなんで便所の隅に逃げているわけです。先生、いじめられそなんだと言うから一緒についていつてやつたり、大変忙しいわけです。

やはり存在感がクラスの中で認められるわけではありません。じゃ、勉強も不得意である、スポーツも不得意、そういう子供たちはどこでどうしたらいいが、存在感がないわけですね。だんだん学校へ行きたくなくなる。そうするとお母さんは心配して、学校へ行きなさい行きなさいと言つて、早く行きなさい、早く行って早く帰つてきて、早く宿題をして早く寝なさい、早く起きなさい。こ

れでは子供の逃げ場がない。そういう状況の中でやはり人間不信に陥つて学校へ行きたくない、そういう状況にあるわけです。

そういう中で、だれが悪いというふうなことで矮小化していくことではないと思うんですね。そういう意味で、やはりもう一度学校のあり方、文部行政のあり方そのものを考えていくべきだと思います。この状況は、今申し上げた児童相談所やあるいは児童福祉施設など、その機能を十分に活用しまして、不登校の児童の社会性や自主性の伸長であるとか、あるいは心理療法また家族療法などいうようなものを実施することによりまして登校意欲の回復を図り、児童福祉の向上に資するものでござります。事業の実施に当たりましては、円滑な実施を期するということで、各都道府県に教育関係者と福祉関係者、こういう人たちによる福祉と教育の連絡会議というようなものを設けていただきたいというふうに思っています。先般、十二月十八日に高校教育改革に関する中教審の報告がありまして、その中にやはり学歴主義はもういけない、これは子供たちを心理的に抑圧しているというふうなことを明確に批判しているわけですね。そういう状況に今なつてているということです。

今お話をありましたように、文部省だけではなくて他の省庁も含めた総合的対策が必要ということがおっしゃつたんですが、何か厚生省にお聞きします。

私は、このモデル事業は、今先生のおっしゃつたメンタルフレンドも含めまして四つの事業から成つておりますので、ちょっと説明をさせていただきます。

一つは、先生今お話をありましたふれあい心の友訪問援助事業、これはメンタルフレンドというふうに呼んでおります。この事業でございますのが、どういう対策がござりますか。よろしくお願ひします、厚生省の方。

○説明員(秋山勝喜君) 学校の長期欠席児、いわゆる不登校児童でございますけれども、この問題につきましては、各都道府県に設置されております児童相談所というのがあるんですけども、こちらでも相談を受け付けているわけでござります。これが年々ふえておりまして、平成元年では

約八千四百件というふうな実態になつております。

この不登校に至りました原因としましては、いろいろあるというふうに思いますけれども、そのうち家庭的要因であるとか、心配の、そういうふうなものによると思われるものにつきましては児童福祉の観点から対応が必要であると

いうふうに考えまして、文部省とも連絡をとらせ

ていただきながら、これらの児童に対する平成三年度の事業といたしまして福祉対策事業をモデル的に実施しようということをとどしの新年度予算に計上をいたしていいるところでござります。

この事業は、今申し上げた児童相談所やあるいは児童福祉施設など、その機能を十分に活用しまして、不登校の児童の社会性や自主性の伸長であるとか、あるいは心理療法また家族療法などいうようなものを実施することによりまして登校意欲のあるものを実施することによりまして登校意欲のある児童をいたしていいるところでござります。

この事業は、今申し上げた児童相談所やあるいは児童福祉施設など、その機能を十分に活用しまして、不登校の児童の社会性や自主性の伸長であるとか、あるいは心理療法また家族療法などいうようなものを実施することによりまして登校意欲のある児童をいたしていいるところでござります。

簡単なあと三つの事業を説明させていただきますと、二つ目は、不登校児童の宿泊等の指導事業

を実施するというようなことで、この研修費や研修の活動費それから実際に派遣されるときの活動費、こういうようなものを援助しようと、こういう

ものでございます。

三つ目は、家族療法事業でございますが、不登校の原因のうち、家族関係に問題がある事例も非常に多いといふふうに言わっております。このた

め、私どもの方の施設で情緒障害児短期治療施設でございますが、こちらの方で土曜、日曜を利用いたしまして、その不登校の児童と保護者と福祉関係者、こういう人たちによる福祉と教

育の連絡会議といふふうなものを設けていただきま

す。

簡単なあと三つの事業を説明させていただきま

す。

以上でございます。

○森暢子君 厚生省の方からも援護射撃をしてい

ただきました。各省庁がそれぞれに子供の問題に取り組んでいただけるというのは大変ありがたいことだと思います。厚生省、ありがとうございます。

じゃ、文部省の方は具体的にどのようなことを

対処なさつておられますか。

○政府委員(菱村幸彦君) この問題につきましては、文部省、教育委員会、学校、それいろいろな立場から取り組まなければならないと思つております。

私たちの文部省といたしましては、まず先ほど申し上げました、この検討会議をやつておりますので、そこで中間まとめをいただきまして、また最終的な報告をいただくと思いますが、それらに基づきまして、より一層の施策を進めなければならぬというふうに考えております。

現在のところ私たちがやつております事業としては、この協力者会議のはかに学校不適応対策全国連絡協議会というのを設けておりまして、学校の関係者とか関係機関等の専門家が参加いたしました。いろいろこれまで取り組んできた情報交換を行う、それから地域に根差した連携の方等について協議をする、そういう場も設けております。

それから、学校不適応に対します総合推進事業としまして、十の県に研究委嘱をお願いしまして、それぞれ地域におきます登校拒否ないしは高校中退の問題にどう地域が取り組んでいったらいか、とりわけ学校と家庭とそれから関係機関がどのような協力をしていくべきかというようなことを研究する事業をお願いしているわけでございます。

それからもう一つは、登校拒否児の適応指導教室の委託という事業もござります。これは子供たちが学校には通えないけれども学校以外の場所、例えば教育センターの中に一定の施設を置きました。そこで教育相談をしながらいろいろな学習指導も行う、ないしはカウンセリングを行うというようなことをいたしますと、そこには出てくる子供もいるわけでございます。そういうことで、現在のところ各市町村等でそうした適応指導教室といふものを設けられているところがございます。私どもも、そうしました方法が登校拒否児の治療の過程として有効であるならばそれを推進して

いきたいというふうに考えておりまして、平成二年

度の予算からこれにつきましてモデル的に助成金を出しております。全国二十カ所でございますが、来年度はもう少しこれをふやしていきたい。現在のところかなり成果があるようございますので、最終的にはやはり学校に復帰していただきたい、復帰させるということが大事だと思いますが、その治療の過程としてこうした学校外の治療が、教室的なものが有効であるならば、それも積極的に進めていきたいというようなことを考えております。

また、都道府県は都道府県で、私たちのこうしめた事業を受けましてそれぞれいろいろ御工夫をいただいておりますし、学校はやはり先ほど申し上げました新しい視点に立って、とにかくまず予防的な措置をとる。起きてからという前に、起しこしそうな傾向のある子供ないしは起きるような状況にある子供については、あらかじめ積極的な手を打つ。それから、実際に登校拒否の状況が起きた子供に対しては、それに対して適切な対応をとつていくと、これが一番大事であろうというふうに考えて、いろいろな形で得られる限りのことはやつていています。

しかし、まだいろいろ検討会議でも御検討いたしておりますので、より有効な、こういう方法がないといふ御提言がありましたら、それにつきましては今後とも積極的に取り組んでいきたい、このように考えております。

○森暢子君 四万七千人の子供たちへの対応として登校拒否児の適応指導教室が十二カ所から十五ヵ所になつたというのは、これは予算書に出ておりまして、それから調査研究協力者会議が一千六百万の予算がついているということなんですが、

岡山でも、私岡山県なんですが、適応指導教室の中に一カ所入つております。しかし、それは一

カ所ではなくてまだたくさん、後でお伺いしますが、個人でやつていてるそういうところがたくさんあるわけですね。そういうあたりも調べておいていただきたいというふうに思います。

やはり、文部省や厚生省もやってくださっていますけれども、これらはいわば対症療法治的でありますけれども、そのときに集まつて元気出して、教室へ帰ろうかという気になつて学校へ帰りますね、その子は。しかし、帰つても学校の環境が変わらなかつたら同じことんですね。またもとに戻つてしまつ。だから、私が申し上げたいのは、やはり学校のあり方というものをもう一度根本的に考え直さないと、こういう子供たちはどんどんふえていくふうに思います。例えば学習指導要領の中身を検討するとか、または管理主義を問いつて子供を中心とした学校運営にするとか、それから学歴主義というものをもう一度考え直してみるとか、受験競争をどうするとか、そういうものをやはり文部省が考えないといふ社会にそれを啓蒙して皆さんにお知らせしないといふのではないかということを思います。

それで、登校拒否じやなくて今厚生省の方はきっとと不登校とおつしやいましたよ。この不登校の子供たちの生活実態ですね。学校へ行かない子供が、じゃどうしているのか、何をしているのか。それから彼らがどういう声、何を思つてているのか、そういうふうなことについて調査とかといふのをなさつておりますか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(菱村幸彦君) 登校拒否の状況にある児童生徒がどのような生活を送つているかということにつきまして私どもの全国的な調査はございません。ただ、その子供たちがどのような原因ないしきつかけでそういうことが起きたかとかといふのをなさつておりますが、起つた後は調査をしておりますが、起つた後の状況につきましては調査はございません。

ん。

ただ、今登校拒否につきまして、そういう子供たちの状況も含めてどのような指導方法が有効かという研究を千葉大学の坂本教授を中心とするグループに研究委嘱をしておりまして、平成元年度から三ヵ年かけて、これはケーススタディー的であります。登校拒否児童生徒の実態について調べます。そして、その個別事例を分析研究を行ないます。そして、どのよだな方策が有効であるかということをするようにお願いをしているところでございます。

○森暢子君 私の身辺に学校へ行かない子供が一人いるんです。その子は何をしているかと申しますと、家の中にじつといふわけです。お母さんが先生で、お母さんは子供を閉じ込めて学校へ行かなくなさうがなんですね。そして、家の中で一日じゅう漫画を読む、それからVTRで録画をして、パソコンをし、食べて寝るだけです。ですからどんどん太つていてるわけです。太つていてるから学校へ行くと太つていてるとかと言われるからまた行かない。体育はできない、跳び箱も一人だけ跳べない、もう行かない、こういうふうな練り返しになるわけですね。親がそれを見ているとだんだん腹が立つてきまして、ちょっと外へ出て散歩したらとか、買い物だけでも行きなさい、犬の散歩に行きなさいとかといふふうにますます子供を追い込んでいく状況もあるわけです。そういうふうな中で子供が何を叫んでいるかと、いうことをぜひ文部省は知つていただきたいといふふうに思ひます。

私の経験したこと

私が学校に行きたくなつたのは、今から考へてみると、小学校一年生ごろからだと思つます。

そこから私は学校と言う小さな箱の中に入られ、決められた時間で決められたことをやられていました。初めは、何とも思ひません。

私が学校を休もうとすると、皆で行きなさいと言つて、4年生ごろになると先生まで家に来てむりやりにつれて行こうとしました。皆には、病氣で休んでいると言つてうそをついていたけれど、本当のことを言うと皆に、悪口を言われると思っていたので本当のことは言えませんでした。でも、登校拒否は悪いことではないと気づきました。

学校で同じことをやると言うことは考え方も同じになつて自分の意見が、もてなくなつてしまふのではないかと思います。
とにかく、学校は子どもを見えないくさりで、しばり上げて、むりやり勉強をさせていく所だと思います。

私は、自分で考えて行動する事が出来ないという事を、とても息苦しく思いました。私は今登校拒否をしている事にほこりをもつています。それは人が感じないことを感じとれるからです。

人が引いたり、机に乗るのではなく、自分でやりたい事は自分で判断して行動出来る人になりたいと思います。

そういう作文を書いているわけです。これは大臣おつしゃった、一人一人の子供に一人一人の花咲かせる、そしてそれぞれの子供に潤いのある教育をという、つまり自分でやりたいことは自分判断して、そして行動てきて考えていく。そういうことを、同じようなことを子供が考えているだけですね。こういう声もぜひ聞いてこれからのお育についてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、連絡プレーの中で民間団体がすごく前向きにやっています。その中に民間団体の主催する私塾の活動がいろいろあるわけですね。そういうことについて文部省は把握していらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(菱村幸彦君) 先ほど申し上げましたように、市町村が適応治療教室的なものを開いているのもございますが、そのほかに今先生から御指摘のありましたような民間のいろいろな施設があることは私どもも承知しております。

ただ、全国的な調査はいたしておりませんが、先ほど申し上げました文部省でその検討会議を進める過程におきましては、例えば東京シユーレのような代表的なこうした民間の施設の方に来ていただきまして、いろいろお話を聞かせていただきました。先ほど先生が読み上げられましたような子供たちの考え方のこと、まあ叫びといいますか、そういうようなことも御紹介がございました。

和岡山県なので岡山のを講へましたら、不登校児に交流の場を「親の会」岡山にスクール開設」ということで、そういうのができておりま

す。それから、私が直接相談を受けましたのは、「あすなる学舎」というのが岡山にできておりまして、これは私が勤めておりました田舎の学校が廃校になりました、これ懐かしい学校なんですが、廃校になった学校をもらって、元教師をしていた御夫婦の方が譲り受けたわけです、廃校を。そして、手入れをいたしまして、全国から子供たちを受け入れているわけです。ところが、お金が足りないんですね。一人の方の年金で生活して、一人分の年金はこの「あすなる学舎」の運営費に回しているわけです。その中で子供たちが来て、自由にして元気出して、また学校へ帰つていって、いるわけですね。

そういう事情もあるんですねけれども、そういう民間団体に対する財政援助ですね、そういうふうなことをお考えになつていらっしゃるかどうかといふのをお聞きしたいと思います。

ように、こうした適応治療教室的なものにつきましては、私どもも関心を寄せておりまして、現在

というふうに強く思
した」と思ひます。

よそのへよろしくお騒ぎ

では公の市町村が設置しておりますものをモニタル的に、これは文部省が全部全国にそういうものをつくるという性質のものじゃございませんので、やはりモデル的にやつていただきて、その中で有

時間が少しになりましたが、この不登校の生徒の問題を考えておりますと、やはり私は子供の権利条約に結びついてきてもう仕方がないわけです。やはり子供は大人と同じ固有の尊厳をもつて

効なデータを全国の市町村にファイードバックするということを考えているわけでございます。今その過程にあるわけでございますが、公のそういう施設以外に民間でも、先ほど来御指摘のように、あることは承知しております。そして、そうした

基本的人権を認めると、いうのが子供の権利条約の趣旨でございますので、そういうことから考えますと、校則の見直しというのも、文部大臣おつしゃつておりましたように、子供の意見を聞かなければ管理主義の中に子供を閉じ込めるということ

ものでもいろいろ御苦心があると思いますので、もしその治療に有効であるならば、それはそれとして一つの方法であろうかと思ひますけれども、私どもは、やはり最終的には学校に復帰して公教育を受けるのがその子供たちにとって必要なことだというふうな考え方をとっています。

は、この子供の権利条約にも反対するようなものであります。先般の予算委員会の中でそのことを文部大臣に私お聞きしましたら、やはりこれは重要な条約であるというふうなお答えをいただいているわけですね。しかし、いつまでたってもなかなか中身がわからないんです。

文部省は、あれ以後、去年の十一月十四日に中

○森暢子君 財政援助をぜひ考えてあげていただ
が補助金のようなものを考えるということは「さ
うして国ないしは私どもが、文部省
語施設にいたしまして困
いません。

山外務大臣が、早ければ今国会に条約を出していただきたい、国会で決めていきたいとおっしゃったんですが、どうもその気配もないし、その後文部省は、文部省に係る権利条約の中身についてどのよ

きたいといふに、ここで強く希望しておきます。全国にこういうことを民間でやつてらっしゃる方、いっぱいあると思うんです。大変悩みながら、もう見捨てておけないということで、ボラン

うに検討をなさつたか、お聞かせ願いたいと思います。
○政府委員(長谷川善一君) これは前の保利文部大臣が先生にもお答えしたとおりでございまし

ティアで始めていらっしゃるんですねけれども、やっぱりお金の面で苦労していらっしゃるわけでですね。ぜひ財政的援助をお願いしたいというふうに思います。

て、昨年の九月、政府はこの条約に署名いたしてあります。

それから、学校へ行かない、不登校のまま、一応学校へ行かなくても卒業していきますね。高校中退した若者がそのまま社会に出ていく。そうしますと、その子供たちがどのように過ごし、それ

多岐にわたっております。現在のところ、我が國の国内の関係法規との関連、あるいは日本語の訳、一条一項ごとの意味内容等々についてまして関係省庁の間で検討会が進められておるわ

から社会的に自立できるには大変長い時間をすると思うわけですね。そういう中でやはりこの問題について、今後その人たちが社会に出て社会人になって働く意欲を持ついくために、文部省はそういうところまで考えていかなければいけない

けでございます。
この条約の批准の案件につきまして、いつ提出するのかというお尋ねでござりますけれども、これは外務省が中心にやる案件でございますし、関係省庁とそれぞれがみんな問題を抱えて検討をいたしました。

○政府委員(菱村幸彦君) 先ほど申し上げました

孫省亭、それぞれがみんな問題を抱えて検討をいた

しておる段階でございますので、文部省の方からいつまでということは申し上げる立場にないわけござります。そのところは御了承いただきたいと思います。

○森暢子君 文部省は今鋭意努力しているところ

であります。そうしたら、それに訳があるでしょ。日本語の訳ですね、翻訳。何を中心て検討していらっしゃるのかということになりますと、ど

こかにあると思うんですね、日本語に訳した文が。それが公表されていないんですね。文部省は何をもとに検討なさっているんですか。どの訳文をもとに検討なさっているんですか。

○政府委員(長谷川善一君) 条約の正文というのは英語 フランス語、スペイン語、中国語などなつておりますし、それぞれの言葉を比較对照しながら日本語の仮の訳をつくり、その意味内容を確かめてまたそれを変えていきながらやつておるわけございます。条約の一言一句というのは非常に大変なものでござりますので、そういった条約の逐語の訳が確定しないときにそれを公表するということは、外務省としてはいたしていないと聞いております。

○森暢子君 その仮訳をください。文部省が使っている仮訳ですね、それを私どもにください。

○政府委員(長谷川善一君) 仮訳をつくりましたのは外務省でございまして、これは検討のためにつくられる仮訳でございますので、外務省は恐らくそれはお渡ししないことにしておると思ひます。すべての条約がそうでございます。

○森暢子君 でも、それはおかしいですよ。仮訳が外務省にあって、外務省にお願いしても多分渡さないでしょ、ということでしょう。そうしたら、それはおかしいですよ。この条約を批准するためには大変たくさんの中間法の整備をする。これが国民世論を盛り上げないので、国民に何も知らせないで、そしてその条約の国内法の中に国民の意見を言う場も何もなしに批准してしまうんです。

すか。これはおかしい話ですよ。

文部省は、もっと国民世論を盛り上げるために、イベントをするとか、小さなパンフレットを出すとか、学校の先生にそれをやつてもらわなきゃいけないですから出すとか、シンポジウムをするとか、そういうことをする責任があります。

よろしくお願ひします。

○委員長(下稲葉耕吉君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時四十分まで休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまから文教委員会を開会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化及び学術に関する調査のうち、文教行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

○石井道子君 二十一世紀を見据えて、教育、学術、文化、スポーツの充実は国家の発展の基礎をなすものでございますので、文部省を初めて大いに頑張っていただきたいと思っております。

大臣がまだお見えになつておりますので、順序をかえまして文化の振興対策についてお伺いをしたいと思います。

今日、世界に誇る経済大国となりました。経済面での豊かさとともに、潤いととりのある生活を通じてだれもが豊かさを実感できる社会の実現が国民の共通の願いとなつております。このような社会の実現のためには、心の豊かさを求めて多様な文化活動が活発に展開されることが重要と考えます。この点で、最近多くの地方公共団体が、文化の振興が個性豊かな地域社会の発展に欠かせないものであるということを認識いたしました、

地域の活性化事業の中核として特色ある文化事業を積極的に進めておりますが、これらの地域の文化活動を支援し、一層推進していくために、文化化活動を創造していく必要があると思います。

府ではどのような施策を行つておるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(遠山敦子君) 先生御指摘のように、最近地方公共団体におきまして各地域の特性に基づいたいろいろな文化活動が行われてまいっております。そして、その文化活動を盛んにすることによって、地域おこしというふうなことにも裨益しているわけでございますけれども、私どももまた各地域において特色ある文化活動が盛んに行われる事が日本の文化の全体を押し上げる非常に大事なことにと考えております。そのようなことから、文化庁といたましても、地域の文化の振興に資するために従来からさまざまな施策を講じてまいりました。

例えて申しますと、従来から地域住民の文化活動の拠点となります文化施設の整備につきまして補助をいたしましたり、あるいはすぐれた舞台芸術を各地に巡回していくような巡回公演の仕事でありますとか、あるいは国民文化祭というふうなフェスティバルを開催していただきまして、それによって地域における文化の振興に役立てていただいているわけでございます。

また、おかげさまで昨年でき上りました芸術文化振興基金におきましても、地域の文化振興にかかる事業についても援助できるよう仕組みになつてございました。さらに、今年度から新たに新規の事業として始めたものがございます。これは地域文化振興特別推進事業と称しておりますけれども、地域文化振興のモデル事業といたしまして各地域の特色ある事業に着目いたしまして、その活動の水準向上あるいは活性化を図るために、文化庁と各

地方公共団体と協力をしながら進めていくという新しい仕事でございます。

このよくな例を行つておりますけれども、今後ともさらにはこの面について力を尽くしてまいりたいと考えております。

○石井道子君 底辺の広がりを充実するという点も大切であります、またよりレベルの高い芸術活動を創造していく必要があると思います。

そのためには、これから芸術活動を支える若い優秀な芸術家を育てていくことが大切でございますが、この点についての文化庁の基本的な方針と具体的な方策についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 先生御指摘のように、これから日本の手を握つておられます的是がされた若手の芸術家を海外に送りまして研修をしていただくような制度を昭和四十二年から実施しております。これは在外研修員制度と申しまして、既に六百人を超える若い人たちが学んで帰つております。これは在外研修員制度と申しまして、今日の日本の芸術界を支える中核となつていただいております。

さらに、最近では私ども海外から、東南アジアあるいは世界各国から日本の芸術水準の高さというふうなことを学びたいという希望もあります。それで、それにこだえるために海外の芸術家招請研修として、既に六百人を超える若い人たちが学んで帰つております。これは在外研修員制度と申しまして、今日の日本の芸術界を支える中核となつていただいております。

さらには、国際的な整備といたしまして、特に来年度新しく事業として始めたいと考えておりますのが芸術インターンシップ制度でございます。これは従来、芸術家の国内研修の制度を行つておりましたけれども、それを充実いたしまして

おこなうな仕事を今年度から始めさせていただいているわけです。

さらには、国際的な整備といたしまして、特に芸術インターンシップという名前のもとに若手の芸術家が自分でプランをして研修計画を立て、それで、それにこだえるために海外の芸術家招請研修としております。

このほか、伝統芸能の分野あるいは伝統工芸の分野でも、国として指定をして後継者養成に力を尽くしておりますし、さらには国立劇場において若手の伝統芸能の担い手たちの研修を行つて

おります。この点で、このよくな例を行つておりますけれども、今後ともさらにはこの面について力を尽くしてまいりたいと考えております。

○石井道子君 昨年できました芸術文化振興基金

制度、これ昨年一応第一回の応募が行われたと思いますが、その状況についてお知らせいただけますでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 先生方の御尽力によりまして昨年でき上がりました芸術文化振興基金、元年度末にでき上がったわけでございますが、政府出資金五百億円、それから民間からの百億を日途とする拠出によりまして、その実をもって運営をしているわけでございますが、運営の母体は特殊法人の日本芸術文化振興会でございます。昨年の三月末にでき上がったわけでございますけれども、全国の芸術文化関係者の要望にこたえるためにできるだけ早く援助の仕組みをつくるうといふことで昨年来大変な努力をしてもらいまして、平成二年度から助成を実施することができているわけでございます。

この助成金の配分に関しましては、配分の審査を行つたために、専門的な立場から公正かつ的確に御審査をいただくために、百人を超える芸術文化関係者あるいは学識経験者の御協力を得まして審査の態勢を整えております。昨年の九月中下旬に申請を受け付けまして、十月に審査に入り、十二月には初年度の助成活動の内容を決定したところでございます。昨年は初年度でございまして、しきうち採択件数四百四十六件、助成金の総額は二十一億三千万円ということで実施できたわけでございます。さらに、来年度に向けては既に募集を開始いたしております。できるだけ早く援助の内容を決めまして助成活動を充実してまいりたい、そのように思つております。

○石井道子君 この制度の趣旨を十分生かされまして、適正に運用されることを期待しております。

次に、吉野ヶ里遺跡についてでございますが、昨日の文教委員会の視察の報告にもございましたが、先日佐賀県の吉野ヶ里遺跡を視察いたしまして、地元からも特別史跡指定と国営公園事業の

選択について熱心な陳情を受けました。吉野ヶ里遺跡は全国最大規模の環濠集落でありまして、幻の邪馬台国の研究にも重要な遺跡でありますし、発見されましてから一年半で約三百六十万人の方が見学に訪れたといふことです。文化財の保存の重要性をまた再認識したところでございますけれども、保存と同時に、それを公開して積極的に地域振興にも活用するということ、これも大切であると思いますが、文化庁のお考えと対策を伺いたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 先生方、現地においていただきまして吉野ヶ里の現状をごらんいただきたいこと、この間の報告で承ったところでございましたこと、この間の報告で承ったところでございました。吉野ヶ里遺跡は、先生御指摘のように、我が国の歴史的な史跡といたしまして大変意味のある、特に弥生時代における村から國へという原始的な国家の形成過程を物語る大変重要な史跡と私どもも考へておるところでございます。

○政府委員(福田昭昌君) 審議会、昨年八月に発足をいたしましたが、去る二月一日に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」という諸問をいたしたところでございます。生涯学習につきましては、御承知のようにこれまで中央教育審議会あるいは臨時教育審議会等から種々の提言がなされておりまして、文部省におきましてはこれらの提言を受けて、生涯学習の実現をいたしましたところでございます。さ

まして、年額二億円でございますけれども、史跡地の公有化を進めているところでございます。さらには、先生御指摘のように、佐賀県の方では特別史跡にすること、さらには国営公園化についての御要望があるというふうに承っております。私どもいたしましたが、今後公有化の作業を計画的に進めるに同時に、その保存、活用をさらに一層充実したいということで、特別史跡の指定につきましては、佐賀県からの強い要望の背景もありまして、現在検討を進めているところでございま

ざいます。

○石井道子君 次に、生涯学習についてお伺いいたします。

我が国は国際化、高齢化、情報化が進んでおりまして、また技術革新も進み、産業構造も非常に変化が著しいわけでございますが、国民の求めています学習の内容も非常に複雑化しております。しかし、多様化、高度化をしております。できる限り学習の場を提供してその要請にこたえなければなりませんと考へるわけでございますが、文部省では昨年、生涯学習審議会を発足させました。文部大臣から諸問をされたと伺っておりますが、今後どうぞうな内容を調査、審議されていきますのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(福田昭昌君) 審議会、昨年八月に発足をいたしましたが、去る二月一日に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」という諸問をいたしたところでございました。生涯学習につきましては、御承知のようにこれまで中央教育審議会あるいは臨時教育審議会等から種々の提言がなされておりまして、文部省におきましてはこれらの提言を受けて、生涯学習の実現をいたしましたところでございます。さ

まして、年額二億円でございますけれども、史跡地の公有化を進めているところでございます。さらには、先生御指摘のように、佐賀県の方では特別史跡にすること、さらには国営公園化についての御要望があるというふうに承っております。私どもいたしましたが、今後公有化の作業を計画的に進めるに同時に、その保存、活用をさらに一層充実したいということで、特別史跡の指定につきましては、佐賀県からの強い要望の背景もありまして、現在検討を進めているところでございま

ざいます。

○石井道子君 リカレント教育の場として、多様な学習内容を提供できる専修学校の役割が非常に重要だと考えられます。文部省は、生涯学習社会における専修学校の意義をどのように認識され、どのようにその振興を図っていくお考えでございましょうか。平成三年度の予算案の中に新規事業としてリカレント教育推進事業も盛り込んでおりますが、その内容についてお伺いをしたい

と思ひます。

○政府委員(福田昭昌君) 専修学校は、御承知のように職業や実際生活に必要な能力の育成、あるいは教養の向上を図るということを目的とします。教育機関でございまして、五十一年に発足以来着実な発展を遂げておるところでございます。今日、学校の数二三千三百校、生徒数で約七十万人を数えるようになつておるわけでございます。

この専修学校は、社会の変化に伴います多様な要請に対応して、実践的な職業教育あるいは専門的な技術教育等を行うところに特色があり、生涯学習社会におきます人々の多様な学習ニーズに柔軟に対応し得る教育機関というところに特徴があります。そういう特徴を生かして、地域の要請あるいは社会人の学習ニーズに対応したコースの展開あるいは開設科目の多様化など、多様で柔軟な教育活動を積極的に展開していく、そういうことでこれから社会の中で生涯学習を推進するという観点に立つたとき、大変大きな役割を果たしていくものというふうに考えておるところでございます。

また、国営公園化につきましては建設省の関係でござりますけれども、文化庁といたしましては、史跡の保存と活用を図る観点から関係省において検討されるように期待をしているところでございま

たときに、社会人あるいは職業人のリカレント教育というものが大変重要だということが指摘されておるところでございまして、大学あるいは短大、専修学校、そういうところにおきます社会人の再教育の機能を高め、リカレント教育の推進を図るということを目的としてこの事業を取り上げた次第でございます。

このため、具体的な事業の説明をいたしますと、今申し上げましたような高等教育関係者、地方公共団体の関係者、あるいは産業界の関係者、そういう方々で構成します地域リカレント教育推進協議会といったようなものを地域でつくっていただきまして、これを拠点として社会人等に対しまして幾つかのプログラムをやっていただごうと。

一つは、地域におきます社会人あるいは職業人の学習に関するニーズといったもの、需要といったものをしっかりと把握し、その他の情報の収集、そして提供、また学習のコース、カリキュラム等に関する相談の実施といったようなことをひとつ事業として行う。また二つ目には、高度な職業教育、技術教育といったものにつきましての学習プログラムの研究開発。三つ目には、具体的に大いにあります社会人あるいは職業人を対象とした学習コースの開設をしていただく。こういったことを総合的に実施をしていただこうということでございます。とりあえず、来年の予算におきましては三地域においてこの事業を実施するという予定にいたしておりますのでございます。

○委員長(下稲葉耕吉君) 速記をとめて。

○委員長(下稲葉耕吉君) 暫時休憩します。

午後三時四分休憩

午後三時十二分開会

○委員長(下稲葉耕吉君) ただいまから文教委員会を開いています。

休憩前に引き続き、教育、文化及び学術に関する調査のうち、文教行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○木宮和彦君 それでは私から、大学、高等教育につきまして一二、三質問をさせていただきたいと存ります。

まず第一に、平成三年度、来年度の入学試験が今行われている最中でございますが、昨年は四十万人の浪人が出たということで社会的な問題になりました。ことしは受験生の数が百二十万と聞いております。臨時定員増などをやったと思いますが、その結果、現況はどうのようになつていらっしゃいますか、その辺をお伺いしたいと思いま

ります。昨年は、まだ御案内とのおり正確な集計がございませんが、志願者について見ますと、御指摘のように十八歳人口の増加また志願率の上昇ということもございまして、今年度より五万人程度の増加、すなわち百二十一万人程度にならうかと推測をいたしております。入学者につきましては、平成三年度に向けまして約五万六千人の入学定員増を行つておりますので、入学者は約六万人程度は増加するであろう、このように見込んでおります。

したがいまして、不合格者につきましては、志願率の上昇傾向、入学定員の超過率の改善など不確定な要素はございますが、入学定員の大額な増加によりまして今年度よりも改善するものと推測いたしております。つまり、今年度は四十三万八千人、こう言われておりましたが、私どもの現在の推測では約四十二万人程度にならうか、このようないいようございますので……。

○委員長(下稲葉耕吉君) 速記をとめて。

○委員長(下稲葉耕吉君) 速記を起こして。

大学志願者がいたと思います。去年、ことし、来年あたりがピークではないかと思ひますが、昨年生まれた出生数を調べますと、大体百二十万くらいでございます。そのうち、高等学校を卒業する

者が百十万くらい、なお大学を受験する者は大体六十万か六十一、三万というような推定数が出ておりますが、これから十八年間大体子供の数は決しておりますので、それが年々歳々ずつと減っていくわけでございます。

そうしますと、今規模で大学がそのままもじ維持している、しかも進学率が毎年一%ずつぐらにふえたと仮定しても、かなりの数の大学で欠員が出るであろう。特に紀元二〇〇〇年ごろには、満たないという学校が相当数出ると思います。現在のところ、大体偏差値で言いますと今半分ですか、百二十万の受験生のうち入るのは大体六十万ですから、四七、八というような学生が今大学の大部分の学生だと思いますので、どうやら現状では大学生の資質といいますか、学ぶだけの資質を持つておると思いますが、今後十年たまると、恐らく今の偏差値三〇ぐらいのを入れないと到底充當できないというのが大学の現状だと思います。

もう一つは、といつてもやはり若干進学率を高めに設定しなければいろんな状況からして難しいのではなかいかということで、高卒進学率を一・二ほど上げまして四一・二%とするという考え方があります。

それは合格率といったものを考えまして、やはり合格率といつもの高等教育を考える場合に八〇%を超えるというのはちょっと考えにくいのではないかということで、七九%とこう置きますと、高卒進学率が若干上がりまして四一・二%となります。

こういう三つのケースを想定して関係方面にも公表し御意見をいただいておりますが、基本的に大学教育といつもののはいかにあるべきかといふことを今から文部省さんもお考へいただきたいと思います。

いまですが、その辺の将来に対する御考観がありましても考えるべきラインではなからしておるんです。将来、長い展望に立つて、大学教育といつもののはいかにあるべきかといふことをお聞きたいと思います。

そこまで、私ども現在、今後における高等教育の規模といつものを見していくかというこ

とにつきまして大学審議会で御審議をいただいておりますが、現在の審議の段階におきましては、平成十二年度における高等教育の規模の想定とい

うことをお考へいただきまして、これは既に公表をし関係方面の御意見もいただいているわけでございます。

一つは、高卒の進学率を四〇%程度といふことを考へるべきではないかというのがございます。

もう一つは、といつてもやはり若干進学率を高めに設定しなければいろんな状況からして難しいのではなかいかということで、高卒進学率を一・二ほど上げまして四一・二%とするという考え方があります。

それは合格率といったものを考えまして、やはり合

格率といつもの高等教育を考える場合に八〇%を超えるというのはちょっと考えにくいのではないかということで、七九%とこう置きますと、高卒進学率が若干上がりまして四一・二%となります。

そこまで、私ども現在、今後における高等教育の規模といつものを見ていくかというこ

とにつきまして大学審議会で御審議をいただいておりますが、現在の審議の段階におきましては、平成十二年度における高等教育の規模の想定とい

りますが、一方におきまして、ただいま先生御指摘のよう、高等教育の質といふことについても留意をする必要があろうかと、このように考えております。

そこで、私ども現在、今後における高等教育の規模といつものを見していくかというこ

とにつきまして大学審議会で御審議をいただいておりますが、現在の審議の段階におきましては、平成十二年度における高等教育の規模の想定とい

りますが、一方におきまして、ただいま先生御指摘のよう、高等教育の質といふことについても留意をする必要があろうかと、このように考えております。

そこで、私ども現在、今後における高等教育の規模といつものを見していくかというこ

とにつきまして大学審議会で御審議をいただいておりますが、現在の審議の段階におきましては、平成十二年度における高等教育の規模の想定とい

りますが、一方におきまして、ただいま先生御指摘のよう、高等教育の質といふことについても留意をする必要があろうかと、このように考えております。

そこで、私ども現在、今後における高等教育の規模といつものを見していくかというこ

とにつきまして大学審議会で御審議をいただいておりますが、現在の審議の段階におきましては、平成十二年度における高等教育の規模の想定とい

りますが、一方におきまして、ただいま先生御指

摘要のよう、高等教育の質といふことについても留意をする必要があろうかと、このように考えております。

そこで、私ども現在、今後における高等教育の規模といつものを見していくかというこ

とにつきまして大学審議会で御審議をいただいておりますが、現在の審議の段階におきましては、平成十二年度における高等教育の規模の想定とい

りますが、一方におきまして、ただいま先生御指

摘要のよう、高等教育の質といふことについても留意をする必要があろうかと、このように考えております。

そこで、私ども現在、今後における高等教育の規模といつものを見していくかというこ

とにつきまして大学審議会で御審議をいただいておりますが、現在の審議の段階におきましては、平成十二年度における高等教育の規模の想定とい

りますが、一方におきまして、ただいま先生御指

いつた面で縮小をするということとは極めて困難であろう。社会的に見てもそれは非常に難しい問題であろう。このようなことから、進学率は現在よりも若干上がるのではないかという想定のもとに、今先生御指摘のようなことを課題として大学審議会で御議論をいただいておるところでござります。

大変ラウンドの数字で申しわけございませんが、御理解いただきますようにラウンドで申し上げますと、現在我が国の大学は五百と御理解いただきたいと思います。短期大学は六百でござります。五百、六百という大学、短期大学を同じような基準で律し、同じような教育を求めるということは、これはもう至難のわざではなかろうかということで、現在大学審議会で御審議いただいたております基本的な方向は、大学を規制する設置基準であるとかその他の規定を大幅に弾力化をいたしまして、そして各大学、短期大学がそれぞれの理念、教育目標あるいは教育対象者等を考えながら多様な発展を遂げていく、その中で我が国の今後における高等教育の進むべき道というものをおのずから各大学、短期大学で探していくだこう、こういうふうなことが基本でございます。

そして、それによつてもたらされると申しますが、懸念される一つの問題として御指摘のような質の低下とという問題がございますが、これにつきましては各大学、短期大学がまずみずからを点検し、評価をするということを始めもらおう。そして、それがさらに進みますと、アメリカで行われておりますように、自己点検、自己評価を基礎としたアカレディーション・システムというところまで進むことが期待をされようかと、このように考えておりますし、そういう方向の御審議をちよだいいたしているところでございます。

ますように心からお願ひをいたしたいと思います。

明治以降、今日の日本の発展があるのは、私は教育のおかげが大きいと思います。特に、質のよい労働力をたくさん提供できたのも、実にこの学校教育のたまものだと思います。それによって今の自由世界の体制が、日本の貿易を支えて今日の繁栄があることはまず間違いないと私は思います。ですが、その意味でもこれから日本の教育といふものは今までとは違つた、なお一層発展するような、個性が生かされる丁寧な、そういう教育がなされるべきだと思いますので、どうぞひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

さて、大臣もお見えでございますが、学校の中には私立学校と国公立学校、つまり私大あるいは国立大学とござります。これは設置者が違うことは当たり前でございますが、それ以外に大臣のお考えとしては、大臣も非常に造詣がお深いですから、一体私立と国公立とはどう違うのか、もし御見解がありましたら、いやそうじゃない、一緒だというならそれはそれで結構でございますが、もありましたらひとつお教えを願いたいと思います。

○國務大臣(井上裕君)　先生は専門家でございますが、私はやはり国立大学には国立大学の使命があり、私学にはやはり建学の精神あり、自由にしてまた大学教育をみずから学ぼう、これは国立大学も同じではあります。そういう点に立ちまして、國公立にはやはり國公立のまたよさがあり、私学にはまた私学のよさがある。私は、それぞれの道で両者相まって日本の教育が世界の水準にあるのはなからうか、このよう考えております。

○木宮和彦君　私立と国公立の学校は自動車の両輪のようなものでございまして、どつちが大きくてもぐるぐる回つちゃつて前へ進みませんので、やはりこれはそれぞれの任務といいますか、役目があると思います。今大臣がおっしゃったように、私立学校というものはある立派な建学者がお

りまして、建学の精神に基づいてそれから出発する。私は、私立学校は人が先で物は後だ、逆に国立学校といふものは、必要に応じて議会で予算をつけて、物をつくって、それから人間が来て、そして教える機関をつくるのだというふうに、私は私なりに今理解しておるんです。ところが、現実問題として最近の設置問題、例えば大学設置にいたしましてもそうですが、やはり私立学校そのものの精神よりも物的なもの、あるいは審査の仕方ではそうならざるを得ないのかかもしれないが、やはり私立学校のよさ、例えば変な話でございますが、現在の早稲田に至っても慶應にいたしましてもとは私塾なので、私塾から今日の発展があるわけでございます。そういう意味で、本当の意味の私立学校というものを育てるにはどうしたらいいかということを、やはり文部省当局もお考えをいただきたいと私は思うんです。

公立の学校と私学とは、私学にはこの自由は許されるのだ。國公立はだめだけれども、私学のこういう点はあなたの方の長所なのだから、これをひとつ大いに利用して頑張つていい学校をつくりなさいといふような姿勢を高々と上げる方が、その車の両輪に私は非常にふさわしいような気がいたし、ますけれども、その辺大臣はいかがお考えになるか、ひとつお教えをいただきたいと思います。

○政府委員(前畠安宏君) 御指摘ございましたように、私立大学の学長の選任の方法につきましては、法令上特別の定めはございません。したがつて、いわばそれぞれの設置者において決められる事柄ということでございます。しかしながら、学長が学長としての職務を適切に遂行できるということには、やはり教学側の支持ということも大変重要な問題ではなかろうかと思つております。

したがいまして、それぞれの設置者において選任方法を定めるに当たりましては、私どもとしては、教学側の意向が適切に反映されるよう御配慮いなければなりません。そのとおりで、私も別に教学を無視するなんということを全然考えておるわけではありません。いろいろ学校それぞれにおいてある程度やはり、これから特に私立学校の場合には、サバイバルで生き抜いていかなければならぬ一つの必要性がござりますので、それだけにやっぱりマネジメントをしつかりしていかないと生きていかれないと思います。そういう意味で、いろんな工夫が施されていかないと生き残れないんじやないかという気がいたしました。その辺、私立学校は、在野精神というと大きですが、やはり補助金も大事ですが、補助金だけに頼つて經營していくようなことはとるべきではないと、私はそう思つてるので、今後そういう問題も大いに論議しながら、ひとつ私立学校にも温かい目で文部省さんをお願いいたしたい、こう思います。

さて、もう時間も余りございませんので、同じ将来のことと、看護婦の養成です。

これは、厚生省がかなりタッチしておりますが、これからあと十年もいたしますと、先ほど申し上げましたように、大学にはほとんど九〇%くらいが眠つても入っちゃうというような事態が来ることはず間違いがないわけでして、今はなかなか難しいんすけれども。そうなつた場合に、例えば看護婦養成学校があつて、そして看護婦さんといふ資格の上からいって理科系の教科、特に数学とか生物とかいうものはどうしても入学試験に課さなくちゃならない。そうなると、なかなかやはり子供たちが、それまでやつてわざわざそこまでいく必要はない。

しかも、看護婦さんという職業は三Kと最近言われるようだ大変きつい仕事でございますので、将来果たして看護婦さんが、今ですら足りないのにあと十年後あるいは十五、六年後にはもうほとんどなくなくなつちやつて、我々老人になつたときには看護婦はいないぞと。まあベッドへそのままロボットでもやつてくれれば別ですけれども、どうもそういう事態が、深刻な問題が来るような気がして私はならないので、この辺で抜本的に、これが厚生省だけじゃとも任せちゃいられないのがスムーズにくいか。

私の静岡県ですら、公立病院はあつてベッドはあるし医者はいるけれども、看護婦がいないからベッドをふさいでいる、クローズしているという病院がたくさんござります。ですから、今からひつ、泥縄ですけれども、養成学校をつくりたいといふ相談を私よく持ちかけられます。そこの地方の町が三つ四つ集まつて、そして高等看護学院をつくろうとしているんですけれども、将来、生徒の側からいえば看護短大とかあるいは看護の大學生とかいうところなら行きたいけれども、今の制度の学校に移行をしたというようなことで、私どもとしては最善の努力をさせていただいているつもりでございます。

○木宮和彦君 もう時間も一分しかございませんが、ぜひととつ、今まで医科大学を各都道府県に一校ずつつくる計画がございましたが、せめてその医科大学に看護短大をみんな附属をつけるようないことをお考えいただくと、多少なりとも私は違いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(前畠安宏君) 御参考までに、看護系の大学、短期大学に対しまするいわゆる志願倍率は五・三六などといふことで、看護系の大学、短期大学を志願しようという意欲は決して衰えているわけではないと思つております。これはもう先生つとに御案内のとおりではあります。この看護婦問題についての一つの大きな問題は離職者といふことと、それから新規に卒業した者のうちの看護婦への就職状況ということが大きな問題であるわけでございます。

私どもとしても、もとよりこの看護婦の養成規模は、厚生省所管の看護学校、そして私どもが所管いたしております大学、短期大学、あるいは若干の看護学校がございますが、厚生省所管のもの非常に大きい規模でございまして、私どもとしてはむしろ養成規模ということよりは看護教育の充実ということに力を注ぐべき立場にあらうと思つております。例えば昭和四十二年度以来、従来医学部附属の看護学校としてありましたものを、当委員会を初め国会の御理解も賜りまして国立の医療技術短期大学部としていわば昇格をしております。また最近では、平成元年度に東京医科歯科大学にございました看護学校、これを学部の四年制の学科に移行をしたというようなことで、私どもとしては最善の努力をさせていただいているつもりでございます。

○木宮和彦君 もう時間も一分しかございませんが、ぜひととつ、今まで医科大学を各都道府県に一校ずつつくる計画がございましたが、せめてその医科大学に看護短大をみんな附属をつけるようないことをお考えいただくと、多少なりとも私は違いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(前畠安宏君) 御参考までに、看護系の大学、短期大学に對しまするいわゆる志願倍率は五・三六などといふことで、看護系の大学、短期大学を志願しようという意欲は決して衰えているわけではないと思つております。これはもう先生つとに御案内のとおりではあります。この看護婦問題についての一つの大きな問題は離職者といふことと、それから新規に卒業した者のうちの看護婦への就職状況ということが大きな問題であるわけでございます。

私どもとしても、もとよりこの看護婦の養成規模は、厚生省所管の看護学校、そして私どもが所管いたしております大学、短期大学、あるいは若干の看護学校がございますが、厚生省所管のもの非常に大きい規模でございまして、私どもとしてはむしろ養成規模ということよりは看護教育の充実ということに力を注ぐべき立場にあらうと思つております。例えば昭和四十二年度以来、従来医学部附属の看護学校としてありましたものを、当委員会を初め国会の御理解も賜りまして国立の医療技術短期大学部としていわば昇格をしております。また最近では、平成元年度に東京医科歯科大学にございました看護学校、これを学部の四年制の学科に移行をしたというようなことで、私どもとしては最善の努力をさせていただいているつもりでございます。

そういう離職者の問題、あるいは卒業しなが

の運びに至りませんでした。今後も被災民の救援でありますとか災害復旧とか、あるいは伝染病の防止、治療とか、そのようなことで多くの課題が残されておりますし、これは中東湾岸問題に限らず、やはり発展途上国など幅広く医療や医薬品に対する協力が非常に今要望が多くなっておりますので、それを踏まえまして医学の分野の交流を一層進めまして国際協力に貢献する必要を感じた次第でございます。

しかし、それをするにはこの協力がやりやすい環境を國として考えなければならぬときには来るものではないかと思いまして、その環境づくりが速やかに行われる必要があると思うわけでございます。医師の養成に関しましては、非常に重要な役割を果たしております文部省でございますが、このたびの緊急かつ重要で貴重な経験を踏まえまして、そのためどのような条件を整備する必要があるでしょうか。そのような点について文部省のお考えをお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

○政府委員(長谷川善一君) このたび戦時、ある

いは戦争が十分に予想されるというような緊急事

態の発生時におきます医療協力の体制がかなり問

題になつたわけでございます。これは、今後全国

体として当然考えていかなければならぬ重要な

課題であるというぐらいに認識いたしておりますわ

けでございます。

平時におきまして、我が國の発展途上国を中心

とした医療協力あるいは援助の事業とい

うのは相当数行われておきまして、外務省、国際

協力事業団、厚生省等々と一緒になりまして文部

省也非常に大きい一翼を担つておるわけでござい

ます。特に人材養成が極めて重要であるというこ

とから、平成元年度におきましては、医療協力と

いたしまして専門家を派遣いたしました研修員

を受け入れしたり器材を供与したりいたしておる

わけでございます。

そういう意味の技術協力で、きちっとした形

態で数年続いていきますものは、例えばタイの国

立衛生研究所と大阪大学、あるいはミャンマーの

教育病院と京都大学というようなくらいに提携し

て行われておりますものが十八件ございます。そ

れから、例えば長崎大学の熱帯医学研修コースの

ようなことで、専門家の派遣は百二十三、研修生を受

け入れて長期間にわたって研修をいたしております

ものが、大学関係で六件ございます。そういう

環境を國として考えなければならぬときには來て

いるのではないかと思いまして、その環境づくり

が速やかに行われる必要があると思うわけでござ

ります。医師の養成に関しましては、非常に重要

な役割を果たしております文部省でございますが、

このたびの緊急かつ重要で貴重な経験を踏まえま

して、そのためどのような条件を整備する必要があ

るでしょうか。そのような点について文部省のお考

えをお聞かせいただきたいと思うわけでござい

ます。

○政府委員(長谷川善一君) このたび戦時、ある

いは戦争が十分に予想されるというような緊急事

態の発生時におきます医療協力の体制がかなり問

題になつたわけでございます。これは、今後全国

体として当然考えていかなければならぬ重要な

課題であるというぐらいに認識いたしておりますわ

けでございます。

平時におきまして、我が國の発展途上国を中心

とした医療協力あるいは援助の事業とい

うのは相当数行れておりまして、外務省、国際

協力事業団、厚生省等々と一緒になりまして文部

省也非常に大きい一翼を担つておるわけでござい

ます。特に人材養成が極めて重要であるというこ

とから、平成元年度におきましては、医療協力と

いたしまして専門家を派遣いたしました研修員

を受け入れたり器材を供与したりいたしておる

わけでございます。

そういう意味の技術協力で、きちっとした形

態で数年続いていきますものは、例えばタイの国

立衛生研究所と大阪大学、あるいはミャンマーの

教育病院と京都大学というようなくらいに提携し

て行われておりますものが十八件ございます。そ

れから、例えば長崎大学の熱帯医学研修コースの

ようなことで、専門家の派遣は百二十三、研修生を受

け入れて長期間にわたって研修をいたしております

ものが、大学関係で六件ございます。そういう

環境を國として考えなければならぬときには來て

いるのではないかと思いまして、その環境づくり

が速やかに行われる必要があると思うわけでござ

ります。医師の養成に関しましては、非常に重要

な役割を果たしております文部省でございますが、

このたびの緊急かつ重要で貴重な経験を踏まえま

して、そのためどのような条件を整備する必要があ

るでしょうか。そのような点について文部省のお考

えをお聞かせいただきたいと思うわけでござい

ます。

○政府委員(長谷川善一君) このたび戦時、ある

いは戦争が十分に予想されるというような緊急事

態の発生時におきます医療協力の体制がかなり問

題になつたわけでございます。これは、今後全国

体として当然考えていかなければならぬ重要な

課題であるというぐらいに認識いたしておりますわ

けでございます。

平時におきまして、我が國の発展途上国を中心

とした医療協力あるいは援助の事業とい

うのは相当数行れておりまして、外務省、国際

協力事業団、厚生省等々と一緒になりまして文部

省也非常に大きい一翼を担つておるわけでござい

ます。特に人材養成が極めて重要であるというこ

とから、平成元年度におきましては、医療協力と

いたしまして専門家を派遣いたしました研修員

を受け入れたり器材を供与したりいたしておる

わけでございます。

そういう意味の技術協力で、きちっとした形

態で数年続いていきますものは、例えばタイの国

立衛生研究所と大阪大学、あるいはミャンマーの

教育病院と京都大学というようなくらいに提携し

て行われておりますものが十八件ございます。そ

れから、例えば長崎大学の熱帯医学研修コースの

ようなことで、専門家の派遣は百二十三、研修生を受

け入れて長期間にわたって研修をいたしております

ものが、大学関係で六件ございます。そういう

環境を國として考えなければならぬときには來て

いるのではないかと思いまして、その環境づくり

が速やかに行われる必要があると思うわけでござ

ります。医師の養成に関しましては、非常に重要

な役割を果たしております文部省でございますが、

このたびの緊急かつ重要で貴重な経験を踏まえま

して、そのためどのような条件を整備する必要があ

るでしょうか。そのような点について文部省のお考

えをお聞かせいただきたいと思うわけでござい

ます。

○政府委員(長谷川善一君) このたび戦時、ある

いは戦争が十分に予想されるというような緊急事

態の発生時におきます医療協力の体制がかなり問

題になつたわけでございます。これは、今後全国

体として当然考えていかなければならぬ重要な

課題であるというぐらいに認識いたしておりますわ

けでございます。

平時におきまして、我が國の発展途上国を中心

とした医療協力あるいは援助の事業とい

うのは相当数行られておりまして、外務省、国際

協力事業団、厚生省等々と一緒になりまして文部

省也非常に大きい一翼を担つておるわけでござい

ます。特に人材養成が極めて重要であるというこ

とから、平成元年度におきましては、医療協力と

いたしまして専門家を派遣いたしました研修員

を受け入れたり器材を供与したりいたしておる

わけでございます。

そういう意味の技術協力で、きちっとした形

態で数年続いていきますものは、例えばタイの国

立衛生研究所と大阪大学、あるいはミャンマーの

教育病院と京都大学というようなくらいに提携し

て行われておりますものが十八件ございます。そ

れから、例えば長崎大学の熱帯医学研修コースの

ようなことで、専門家の派遣は百二十三、研修生を受

け入れて長期間にわたって研修をいたしております

ものが、大学関係で六件ございます。そういう

環境を國として考えなければならぬときには來て

いるのではないかと思いまして、その環境づくり

が速やかに行われる必要があると思うわけでござ

ります。医師の養成に関しましては、非常に重要

な役割を果たしております文部省でございますが、

このたびの緊急かつ重要で貴重な経験を踏まえま

して、そのためどのような条件を整備する必要があ

るでしょうか。そのような点について文部省のお考

えをお聞かせいただきたいと思うわけでござい

ます。

○政府委員(長谷川善一君) このたび戦時、ある

いは戦争が十分に予想されるというような緊急事

態の発生時におきます医療協力の体制がかなり問

題になつたわけでございます。これは、今後全国

体として当然考えていかなければならぬ重要な

課題であるというぐらいに認識いたしておりますわ

けでございます。

平時におきまして、我が國の発展途上国を中心

とした医療協力あるいは援助の事業とい

うのは相当数行られておりまして、外務省、国際

協力事業団、厚生省等々と一緒になりまして文部

省也非常に大きい一翼を担つておるわけでござい

ます。特に人材養成が極めて重要であるというこ

とから、平成元年度におきましては、医療協力と

いたしまして専門家を派遣いたしました研修員

を受け入れたり器材を供与したりいたしておる

わけでございます。

そういう意味の技術協力で、きちっとした形

態で数年続いていきますものは、例えばタイの国

立衛生研究所と大阪大学、あるいはミャンマーの

教育病院と京都大学というようなくらいに提携し

て行われておりますものが十八件ございます。そ

れから、例えば長崎大学の熱帯医学研修コースの

ようなことで、専門家の派遣は百二十三、研修生を受

け入れて長期間にわたって研修をいたしております

ものが、大学関係で六件ございます。そういう

環境を國として考えなければならぬときには來て

いるのではないかと思いまして、その環境づくり

が速やかに行われる必要があると思うわけでござ

ります。医師の養成に関しましては、非常に重要

な役割を果たしております文部省でございますが、

このたびの緊急かつ重要で貴重な経験を踏まえま

して、そのためどのような条件を整備する必要があ

るでしょうか。そのような点について文部省のお考

えをお聞かせいただきたいと思うわけでござい

ます。

○政府委員(長谷川善一君) このたび戦時、ある

いは戦争が十分に予想されるというような緊急事

態の発生時におきます医療協力の体制がかなり問

題になつたわけでございます。これは、今後全国

体として当然考えていかなければならぬ重要な

課題であるというぐらいに認識いたしておりますわ

けでございます。

平時におきまして、我が國の発展途上国を中心

とした医療協力あるいは援助の事業とい

うのは相当数行られておりまして、外務省、国際

協力事業団、厚生省等々と一緒になりまして文部

省也非常に大きい一翼を担つておるわけでござい

ます。特に人材養成が極めて重要であるというこ

とから、平成元年度におきましては、医療協力と

いたしまして専門家を派遣いたしました研修員

を受け入れたり器材を供与したりいたしておる

わけでございます。

そういう意味の技術協力で、きちっとした形

態で数年続いていきますものは、例えばタイの国

立衛生研究所と大阪大学、あるいはミャンマーの

教育病院と京都大学というようなくらいに提携し

て行われておりますものが十八件ございます。そ

れから、例えば長崎大学の熱帯医学研修コースの

ようなことで、専門家の派遣は百二十三、研修生を受

け入れて長期間にわたって研修をいたしております

ものが、大学関係で六件ございます。そういう

環境を國として考えなければならぬときには來て

いるのではないかと思いまして、その環境づくり

が速やかに行われる必要があると思うわけでござ

ります。医師の養成に関しましては、非常に重要

な役割を果たしております文部省でございますが、

このたびの緊急かつ重要で貴重な経験を踏まえま

して、そのためどのような条件を整備する必要があ

るでしょうか。そのような点について文部省のお考

えをお聞かせいただきたいと思うわけでござい

ます。

○政府委員(長谷川善一君) このたび戦時、ある

いは戦争が十分に予想されるというような緊急事

態の発生時におきます医療協力の体制がかなり問

題になつたわけでございます。これは、今後全国

体として当然考えていかなければならぬ重要な

課題であるというぐらいに認識いたしておりますわ

けでございます。

平時におきまして、我が國の発展途上国を中心

</div

見当違いではないのではないかと思つております。

二つほどあるんですが、一つは、先ほどの中東湾岸とも関係しますけれども、アラブ、イスラエル等の中東文化圏、あるいは中国、朝鮮半島の文化圏、アフリカ、インド、アジア諸国や、いわゆる環太平洋文化圏などと言われますよう、ヨーロッパ、アメリカ以外の国々の文化に対するアプローチが少なかつたという反省があるのでないかと思います。一つは、和魂洋才という考え方につながる流れとも言えますけれども、我が国の伝統的な思想体系が、経済的に発展途上にあつた中國大陸や朝鮮半島やアジアの国々の伝統文化よりもまさつてているという誤った民族主義的な考え方、特に第二次世界大戦以前には存在していた。まあ侵略行為とみなされる見解もあるわけでござりますが。同時に、ヨーロッパ、アメリカの文明が日本の伝統的な文明よりもすぐれているといふ、こういう舶来崇拜といいますような考え方も牢固とした流れが続いているわけあります。あるいはキリスト教的・思想を基盤としたいわば唯心的文明に対するアンチテーゼとしての社会主義的唯物論的な文明観が、特に第二次世界大戦後の我が國の歴史の舞台で重要な役割を演じてきたというのも事実であると思うのであります。

すなわち、我が国の伝統的文化優先という流れ

の対極に位置する、学ぶべき外国の文明としては

歐米の文明が中心であつて、その歐米の文化の学

習、受け入れといふものが我が国教育の基本的中

心的な姿勢であり過ぎたのではないかといふ反省があつてもいいのではないか。すなわち、中東、アラブ、イスラエル文化圏、中国、朝鮮半島の文

化圏、アフリカ、インド、その他アジアや環太平

洋文化圏の国々のことを知らな過ぎたといふ反省がある。

そういう意味におきまして、今度の湾岸中東戦

争においても、アラブとは一体何だと、湾岸地

帯とは何だと。月の砂漠でアラビアンナイトを語つてゐるところがそういう国かなんといふう

な認識、その程度の認識しかなかつたということ

も事実であります。こういうことで今後の教育

行政において価値判断の基準となるべき知識を与

え、涵養する方向に教育というものが向かわなけ

ればならないと思うんです。偏った教育というも

のは誤った判断の原因となるわざであります。

例えば、先ほどのしきりの例で申し上げます

と、健康維持のために害になる悪性腫瘍なのか、

あるいは反対にむしろ健康的シンボルであり生理

的力こぶなのであるかという、そういう価値判

断の基準というものはやはり片一方の理論だけで

は決められない。両方突き合わせてアウフヘーベ

ンした基準が必要になるわけであります。

そういう意味において、我が国の教育において

今後そういった、まあアンデベロップドカント

リーと言うと申しわけないんすけれども、そ

ういう国に対する教育というものが非常に大切にな

ると思うんです。

そういう点において文部省はどういうふうなお

考えなのか、ひとつお聞かせを願いたいと思いま

す。

○國務大臣(井上裕君) 今先生言われましたよう

に、国際化が進む中におきまして次代を担う日本

人を育成するためには、私は、学校教育におい

て、諸外国ですね、これは今おっしゃった欧米の

みならず、その文化を理解し尊重することが我

国発展につながる。また、自分たちの国の伝統

と文化を大切にする態度、これが必要であろう、

このように考えます。

学校教育におきましても、私自身小学校、中学

校の子供たちの本を読ませていただきました。そ

の社会科には、欧米だけではなくやはりいろいろ

例えばアジア、アフリカの地理や歴史、そ

うものも書かれておりますし、また今後、欧米

はもとよりそれ以外の国々と、日本がかかわり合

う他の国に関心を持つために、今おっしゃるよう

に欧米だけでなく、これはシンガポールの教材も

中学生の本に入っております。

今おっしゃったような幅広い世界各国の、アジ

ア、アフリカ、そういうものとのこれから国際

交流を含めて、欧米のみならず、やはり欧米に

は欧米のいいところがあると思います。しかし、

アフリカあるいはアジアにもそのいいところがあ

るわけでありますから、これは日本として、やは

り私たちの日本の伝統と歴史を守りながら、この

国際交流の中でお互いにひとつ切磋琢磨したい、

こういう考え方であります。

○針生雄吉君 ひとつ具体的に中長期的立場でい

るいろいろなそういう高等教育においても、初等教

育、中等教育においても、それぞれの取り組みを

していただきたいと思うであります。

例えば中国語にいたしましても、アラビア語に

いたしましても、そう短期間で修得できるわけで

はない、十年、十五年とかかるわけでございます

ので、そういう学習者に対する政策的な誘導とい

ういう国に対する教育というものが非常に大切にな

ると思うんです。

そういう点において文部省はどういうふうなお

考えなのか、ひとつお聞かせを願いたいと思いま

す。

○國務大臣(井上裕君) 私は、東洋医学、今先生

のおっしゃる、文明がどんどん進んでいます。専

門家もいらっしゃいますが、薬ができる。それは

やはり病気に対します抵抗ができる。そういうも

のが東洋医学にはない。だから、そういう点にお

いては、確かに今言う漢方薬にてもあるいは鍼

灸にしても、これはやはりそれを信じてまさにや

れば効くわけですから。よくゲンノショウコとい

う一つの粉がありますが、これはきっと私は、細

菌性のものでどうしてもやはり抗生物質でなくて

はならないというようなものでは、これまた副作用

がありますから、そういう点については、今

おっしゃる先生の東洋医学は、まさに漢方薬ある

いが鍼灸、そういうものにはやはり、東洋医学の

よさというものを知つております。

○針生雄吉君 大学の医学部の医学教育における

東洋医学の取り組み方について、文部省の御見解

といいますか、計画があればお聞かせ願いたいと

思いますが、どなたかいらしてますか。

○政府委員(前畠安宏君) 私どもの方では、昭和

六十二年の九月でございますが、医学教育の改善

に関する調査研究協力会会議をお願いいたしました

思いますが、どなたかいらしてますか。

先生御案内と思ひますが、現在東洋医学に取り組んでいる大学も幾つかございますが、まだ講座というところまではいっておりません。いろんな学科の中で東洋医学を取り入れていくというのが二十一年大学において行われております。麻酔学の教育の中でペインクリニックとして扱っているのが大方でございますが、これまた御案内と思いますが、富山医科薬科大学では、これはもうかなり東洋医学を重視をいたしまして、伝統的中国医学の病理観等々かなり幅の厚い教育を行つていると

いうように承知をいたしております。ですが、富山医科薬科大学では、これはもうかなり東洋医学を重視をいたしまして、伝統的中国医学の病理観等々かなり幅の厚い教育を行つていると

いうように承知をいたしております。麻酔学の教育の中でペインクリニックとして扱っているのが大方でございますが、これまた御案内と思いま

すが、富山医科薬科大学では、これはもうかなり東洋医学を重視をいたしまして、伝統的中国医学の病理観等々かなり幅の厚い教育を行つていると

いうように承知をいたしております。麻酔学の教育の中でペインクリニックとして扱っているのが大方でございますが、これまた御案内と思いますが、富山医科薬科大学では、これはもうかなり東洋医学を重視をいたしまして、伝統的中国医学の病理観等々かなり幅の厚い教育を行つてと

うように承知をいたしております。麻酔学の教育の中でペインクリニックとして扱っているのが大方でございますが、これまた御案内と思いますが、富山医科薬科大学では、これはもうかなり東洋医学を重視をいたしまして、伝統的中国医学の病理観等々かなり幅の厚い教育を行つてと

うように承知をいたしております。麻酔学の教育の中でペインクリニックとして扱っているのが大方でございますが、これまた御案内と思いますが、富山医科薬科大学では、これはもうかなり東洋医学を重視をいたしまして、伝統的中国医学の病理観等々かなり幅の厚い教育を行つてと

えられます。また、医療費の高騰あるいは医療費の高騰等が伝統医学へ目を向ける要因となつてゐると思われます、と。

あるいは、次のようなこと。既にこの複合製剤、これは漢方製薬のことです。既にこの複合製剤あるいは漢方製薬のことです。既にこの複合製剤あるいは漢方製薬のことです。

こういうふうに、これは去年の日本の鍼灸学会における特別講演での中嶋事務局長のお話でござりますけれども、そういう世界的な認識というものがわざわざあります。

あるいは、厚生省におきましては既に、これはダイレクトに東洋医学を取り込んだものではございませんけれども、長寿科学研究センターといふ用いた研究項目の六つの柱の中の一つに、東洋

医学・漢方分野というものがありまして、これは九〇年代半ばまでの発足を目指して総合的な研究施設、医療施設というものをつくるうという構えでございます。つまり、もうあと四、五年で厚生省の運営するそういう東洋医学・漢方分野での研究診療機関ができるというわけであります。こ

れは愛知県内の国立中部病院を中心としてできる

とということです。そういう傾向というものもあるわけございまして、まあ言葉を返すよ

うでござりますけれども、大臣の仰せになつたような、信じてやれば効くゲンノショウコというよ

うな簡単なものでは決してないわけでありまし

て、きちととしたそういう理論体系というもの

があるわけでござります。

もう既に、中国はもちろんのことござりますけれども、例えば韓国、台湾などでも伝統医学と

現代医学の統合などのテーマのもとに高度な研究体制がとられておるわけであります。日本はおく

れをとる一方でございます。そういう意味におきましても、日本の医学教育において文部省がぜひ先頭を切つてそういう誘導をしていただきたいと強調を申し上げ、あるいは警告を申し上げたいと

いうふうに思うんであります。先ほどのしこりの例をとつて申し上げますと、せつかくしこりの例を出しましたのでしこりにこだわりますけれども、しこりが健康の維持増進のためにマイナスになるという判断がつけられました場合に治療を始めるわけであります。そうする場合に、我々がなれ親しんできた西洋医学的な方法論からすれば、手つ取り早くそれを根治的な切除、摘出してしまおうというようになります。

あるいは、厚生省におきましては既に、これはダイレクトに東洋医学を取り込んだものではございませんけれども、長寿科学研究センターといふ用いた研究項目の六つの柱の中の一つに、東洋

医学・漢方分野というものがありまして、これは九〇年代半ばまでの発足を目指して総合的な研究施設、医療施設というものをつくるうという構えでございます。つまり、もうあと四、五年で厚生省の運営するそういう東洋医学・漢方分野での研究診療機関ができるというわけであります。こ

れは愛知県内の国立中部病院を中心としてできる

とということです。そういう傾向というものもあるわけございまして、まあ言葉を返すよ

うでござりますけれども、大臣の仰せになつたような、信じてやれば効くゲンノショウコといふ

うな簡単なものでは決してないわけでありまし

て、きちととしたそういう理論体系というもの

があるわけでござります。

もう既に、中国はもちろんのことござります

けれども、例えば韓国、台湾などでも伝統医学と

現代医学の統合などのテーマのもとに高度な研究

体制がとられておるわけであります。日本はおく

これまでいなかつたいろいろな中東、アジア、アフリカ、そういう諸国との学術交流あるいは理解に努めるということとともに、ぜひ東洋医学の蘇生といいますか再評価といいますか、そういう面をおきましてもお力を尽くされますようお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○高崎裕子君 昨日、高額医療機器導入をめぐる汚職事件で横浜市立大学医学部の前教授が逮捕されました。千葉大学事件と同様、今回の医療機器導入をめぐる汚職は構造汚職の色彩を帯びている

と言つてもいいと思います。文部省としても再発防止のために調査をされたことでしたが、この医療機器導入については、三月六日、改善策の検討委員会が設置されました。しかし、これもまた指摘もされていました。文部省としても再発防止のために対応が遅いと言わなければならぬと思います。既に二月十四日に千葉大での事件が明らかになって、このときに、これは氷山の一角だ、こ

う指摘もされていました。本来ならこの千葉大事件の直後に対策委員会をつくって総点検を行なうべきであったと思うわけで、文部省としては導入の実態調査を行うということですけれども、調査状況に応じて本委員会にその結果を報告すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。そして、調査の内容はどのようなものになつているのでしょうか。そして、現時点での改善策はどのように考えておられますか。

○政府委員(遠山耕平君) お答え申し上げます。

文部省としましては、二月十四日に直ちに事実関係の確認、それから今後の対応策につきましては、千葉大学に対しまして指示をいたしました。逐次

大学当局から事実関係について報告を受けている

わけでございます。

それで、事実関係でございますが、その報告によりますと、C.T.の購入経緯につきましては、予算の配分後五名の教官からなります仕様策定のための検討委員会を平成二年八月三十日に設置をしました。それから入札等につきましては、平成二

年九月十一日に官報で入札公告を行つたわけでございました。

ございます。それによりまして横河メディカルシステムと東芝メディカル、この二社が入札を行いました、入札者の提案に係るそれぞれの機器について五名の技術審査委員で技術審査の結果、それに合格したものが横河メディカルシステムの製品であったわけですが、それについて開札した結果、予定価格の範囲内であったことから同社が落札をしまして、平成二年十月三十一日、同社と契約をしたところでございます。

それで、文部省としましては、千葉大学における医療機器の導入をめぐるこの事件を契機にしまして、国立大学における医療機器等大型設備の調達の適正を期するためにその調達手続の改善方策を検討したいということで、関係局の課長をメンバーとする国立大学における大型設備の調達に関する仕様策定の在り方等に関する検討委員会を省内に設置をして、きのう三月六日に第一回の会議を行つたところでございます。

それで、会議でこれからその仕様策定のあり方等について検討していくわけでございますが、まず実態調査をやることとしまして、仕様策定委員会の運用の実態、技術審査の実態、それから入札の状況等について総合的に調査をすることとしております。

このようなことと並びまして、引き続き事実関係の把握を行うとともに、検討委員会でさらに検討を行い、有識者の意見も聞きながら、競争性の確保の観点から仕様策定のあり方あるいは技術審査のあり方等について総合的に検討していくたいというふうに考えております。

○高崎裕子君 改善策として、選定のプロセスに個人の独断や情実が入らないようなものも検討されていると聞いておりますが、どうでしょうか。簡潔にお願いします。

○政府委員(遠山耕平君) 今の手続におきましても個人の単独の意見でもって選定の機種が決まるというシステムにはなっていないわけでございますが、そのところが現在の制度で万全なのかどうかについて実態調査も行いながらさらに検討し

て、穴があつたらそこをあさいでいくといふようにことを検討していきたいということをございます。そこで、文部省としましては、千葉大学における医療機器の導入をめぐるこの事件を契機にしまして、横河メディカルシステムの高額医療機器、CTやMRIは相当な範囲で購入されるようになつてゐるわけで、国公私立大学の医学部のどこの大学に何台購入されてきたか、大学別に購入機器と購入日時、購入価格、各大学の機種選定委員会の実態などを明らかにしてほしいのですが、明らかになりますでしょうか。

○政府委員(遠山耕平君) 私どもが現在調査しよ

うとしておりますのは、国立大学についての大型機器の購入状況あるいはその選定状況でございまして、私立大学、公立大学について現在調査する予定は持つております。

○高崎裕子君 この十二年計画策定期の諸議題

局長の答弁では、設置基準に「四十人以下とする」と書いてありますからあれにのつとつてや

れるのが妥当だということを強調もされていたわけですね。

そこで、次に諸外国の高校の学級編制基準ですけれども、これはどのようになつていますでしょ

うか。

○政府委員(萬谷利夫君) 基準という意味では、

例えばアメリカですと、中等学校について基準はなしということがあります、州によって若干

違いますが、各学校の自由裁量に任せると

ころもございますが、インディアナ州の例では、

例えば高校に相当するであろうと思われます第九

から十二学年のところでは二十八人以下となつて

いるところもあるようでございます。イギリス

は、同じく基準はなしでございます。

フランスにつきましては、例えばリセの後期一

年生から二年生までが四十人、第三学年が三十五

人。西ドイツも、十一の州がございまして州ごと

に違うようですが、例えば高校に相当しそうな十

一ないし十三学年というところでは、上限二十五

というようなところもあるようでございます。こ

れはノルトライン・ベストファーレン州の例でござります。

○高崎裕子君 今お聞きした限りでも日本は大変

立ちおくれていて、立派な問題になつてゐるとい

うことです。

○政府委員(萬谷利夫君) 今おつしやいましたよ

うふうふうふうふうふうふうふうふうふうふうふ

ううううううううううううううううううううううう

</

校については学級定数の改善を見送ったというの事が事実なわけです。ところが、現在はどうかといいますと、昨年から中卒者は急減期に入っているわけで、この減少傾向というのは今後ずっと続くわけです。ですから、当然文部省としては、これはもう来年度からは、もちろんそれは望ましいですけれども、とは言いませんが、次期計画で高校は学級編制基準を四十人以下に改善する方針であると、こういうふうに考えていらっしゃるというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(蕃谷利夫君) 学級編制の今後の改善についてですが、その前に、ようやく達成いたしました高等学校に係る第四次計画、これに基づいて完成時の平成三年度におきまして、要するに学級編制及び教職員配置の状況のいわゆる標準のあり方と実際のあり方がどうなっているか。それから、子供が減っていくという全国的傾向はもちろんでございますけれども、現実に教職員定数の方を考へる場合には各県各地域ごとに見ていかないと、全国のただ丸まった数字だけではなかなか数字が出てこない、そういう点もございまして調査を行っていきたいということです、平成三年度調査費を計上させてもらおう案を出さしていただき方でございます。

それで、学級編制の改善についてはどうかといふことでござりますが、お話をよくな点は今後の検討課題であろうと思つておられるわけでございます。

○高崎裕子君 実態を踏まえながら今後の検討課題ということですけれども、これはもう既に設置基準で四十人以下とするということで、生徒が現に減つているということですから、これは四十人以下にするということでぜひ検討していかなければならぬというふうに思うわけですが、文部省がおっしゃったような、言つてみれば見え切らない態度なので、もう急減期に入つて教育条件を改善する絶好のチャンスが来ているというのに、多くの県では一クラスの定数を四十五人から縮小するのではなくて、学級数を削減したり募

集停止をするということで生徒急減に対応しようとしているというのが実情なんですね。

例えば北海道では、来年度、六十校六十四学級というかつてない学級削減が強行され、対象校の多くが過疎に直面する弱い自治体だという点で大変な問題に今なつてあるわけです。学級削減で端の町がまた寂しくなる。若者が町に定着せず、さびれるのが寂しい」、あるいは岩見沢市の定時制の農業高校が募集停止となりましたが、「定期に通わなければならぬ生徒がいる以上、たとえ小さくともその農業後継者の場を残してほしかった」という父母の声を無視して強行されたんです。そしてまた、あるお母さんは、「子どもの夢を育てられた教育行政を望みます。地元の高校に入学できなければ下宿をさせなくちゃなりません。十万のお金がかかることがどんなことかおわかりですか」と、本当に切実に訴えておられるわ

けです。

地元の北海道新聞の社説でも、これは昨年十月二十五日付ですが、道教委の公立校の学級削減に対するこのように述べているんです。このままでは学級削減に伴う募集停止によつて、進路変更を迫られる生徒、遠距離通学を余儀なくされる生徒、泣く泣く進学をあきらめる生徒が続出することになる。鉄道がなくなり、閉山が続き、農業後継者の目減りに歯止めのかげようのない地域にとって、公立高校の規模が縮小されるのは身を削られるような思いだらう。

第二次ベビーブームの子供たちが高校進学期を迎えた四、五年前には、急増対策として特別教室の普通教室への転用とか、一クラスの標準定員を四十五人から四十六人にする「すし詰め」の応急策で、その場をしのいだ。

急減期を迎えるいま、なぜ、このときの子供たちへのシワ寄せのツケを払おうとしないのか。学校を新しく建てるのは大変な財政負担だが、生徒の減少に合わせ、学級定員を四十人に

近づけるのは比較的、簡単なのではないか。ゆつたりした環境で勉強する場を、教師と生徒に与えようではないのは、カネばかりを気にして、子供の顔を見ようとした道教委の本質にあるような気がする。

ここまで社説で言い切つておられますよね。十二年前、当時の諸澤初中局長は国会で、設置基準の問題を考えますと、将来の課題としてはやはり下げる方向で考えるべきではないかと、もうその当時から答弁をされているわけです。国際的な水準から見ても、十二年計画策定時の経験から見ても、四十人以下学級はもう当然のことで、高校の学級編制基準の改善につから手をつけるのかという問題だと思います。

そこで、この問題について大臣の考え方をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(井上裕君) 今お話を伺いましたが、御案内のように第四次の改善計画が、一万人の改善で、平成三年度で計画どおり達成するわけあります。

そこで、今局長もおっしゃいましたように、教職員の定数、これは現行改善計画が完成した時点における学級編制及び教職員配置の状況、そしてまた、先ほど申しましたように、今後の児童また生徒数の推移、こういうものの実態調査をしませんと、今すぐどうだということは私どもやはり責任者としてちょっと申し上げられませんので、その結果を踏まえまして、また財政事情なども勘案しつつ慎重に研究いたしたい、このように考えます。

○高崎裕子君 午前中は不登校や登校拒否の問題も指摘されました。自の行き届く教育をするためにもこの四十人以下学級という問題は本当に切実な問題だということです、九二年度から改善計画をぜひ実施してほしいということを強く申し上げ

ます。そして、次に父母負担の面から見ていただきたいとおもいます。そして、次に私学、特に私立高校の問題について質問をしたいと思います。

私学の状況は、教育条件の面でも父母負担といふ点でも大変深刻な状況にあることはもう御承知

のとおりですね。そこでお伺いしますが、私立高校の教育条件が公立と比べてどうなのかという点で、まず専任教員一人当たりの生徒数で見るとどうなつておられるか、お答えいただきます。

○政府委員(逸見博昌君) 教員一人当たりの生徒数でございますが、一・四倍という状況でござります。公立に対して私学がということです。

○高崎裕子君 本務教員一人当たりの生徒数は、八九年で、公立十八・八人に対し私立は二十五・三人ということで今言つた数字になるかと思うんですが、これは公私格差が依然として解消していないことを端的に示していると思うんですね。私学の教育条件の実態を見ると改めて驚くわけですから、これは公私格差が依然として解消していることですけれども、北海道の場合は全国平均よりもひどくて、専任教員一人当たりの生徒数が公立の十八・七人に対して私は二十六・七人となつてます。そしてその差は年々拡大をしている。東京の場合を調べますと、専任教員一人当たりの生徒数が三十五人を超えるところもあるということでおもづかしいです。

そこで、次に私学、特に私立高校の問題について質問をしたいと思います。

○政府委員(逸見博昌君) 現在、平成一年度でございますが五・七倍、その前の五十一年度、この制度が法律によって始まりましたときが九・七倍、こういった状況でございます。したがいまして、その差は近づいておる、こういった結果が出ております。

○高崎裕子君 近づいておるというのは、私立が公立に近づいたのではなくて、公立の授業料が上がつて私立との格差が縮まったということで、私

学の授業料と入学金が高いという点ではこの問題は全く解消されていないわけです。今年度の私立高校の初年度納付金で見ますと、六十年度以降最高のアップ率で五十二万七千円を超えていたり、うことで、十年前と比べると一・四倍にもなっています。北海道の私立高校で授業料に関する生徒の意識調査を行っていますが、大部分の生徒が授業料が高過ぎる、公立と比べて不公平であり格差がある過ぎる、こう答えています。そして、約半数の生徒が物を買つても覚えなくなったり、お小遣いが減つた、お金が欲しいと言いにくくなったり、食事の品数が減つたと家庭内での経済的な悩みを具体的に訴えているわけですね。そして、高校に入学して何か家庭内に変化がありましたかというアンケート調査では、半数の生徒が変化があった、こう答えて、そのうちの六割が母がパートに出るようになつた、父の残業が多くなつた、母が働き過ぎでやせた、こう答えているわけです。

十五歳から十七歳といえば、本来は家のことで悩むことなく思い切り学びたい、思い切りクラブ活動もしたい、スポーツもしたい、友達と語りた

い、人間として本当にそういう家庭内のことにはされないで伸びたい、そういう時期なのに、そ

ういう子供たちに暗い影を落としているというの

が実情なんです。子供たちに行き届いた教育をと

思つても、先生も大変だ、父母の負担も大変だ、

これが子供たちに与える影響が深刻だということ

は今言つたとおりなんですが、私学が急減期を迎えてるという中で、今こそ本当に考えていかなければならぬ問題だと思うんです。

総務省が、毎年子どもの日になんて我が國の

子供の数を発表しているんですねけれども、中学卒業の生徒数、十五歳人口ですね、これは八九年のピーク時と比べて十年後の九九年には三割近く減る、十五年後には三分の一以下に減少する、北海道では十年後には現在の私学の生徒分だけ減る、こう言われているわけですが、文部省としてはこのような生徒数の急減が私学にどういう影響を与

えると認識されていますか。

○政府委員(逸見博昌君) 十五歳人口の減少、こ

れは全国的に見ますと今おっしゃいましたとおり

約十年で三割減つてしまります。ただ、各県ごと

の状況を見ますと、大変激しく減るところと余り

減らないところもございます。例えば東京、大阪などは約四割減つてしまります。それに対しまし

て沖縄、鹿児島県など、これは中高速というところ

の調査でございますが、一〇%ばかりしか減ら

ないということをございますので、各県によりま

してさまざまなかつたような状況がある。それから、各県の中

におきましても各高等学校ごとにまた違つたよう

な対応を迫られてくるのではないか、こういった

ふうに考えております。それで、一部の学校にと

りましては、極端に申しますと存亡の危機にかか

わる、そういった事態にもなりかねないようなな高

等学校も出てくる可能性もあり得る、こういうふうに考えております。

○高崎裕子君 余り具体的な形では出ませんでし

たけれども、存亡にかかるような事態という言葉が示されましたように、経営面では本当に經營

不安定、困難校というのが経常費助成だけでは大

変だと、三一・九%の学校がそう答えてるとい

う実情もありますし、学費の面でも、十年後には二倍になるという予測もされている。教育条件の

面でも、専任教員を採用しないために修学旅行も

思つても、先生も大変だ、父母の負担も大変だ、

これが子供たちに与える影響が深刻だということ

は今言つたとおりなんですが、私学が急減期を迎えてるという中で、今こそ本当に考えていかなければならぬ問題だと思うんです。

総務省が、毎年子どもの日になんて我が國の

子供の数を発表しているんですねけれども、中学卒

業の生徒数、十五歳人口ですね、これは八九年の

ピーク時と比べて十年後の九九年には三割近く減

る、十五年後には三分の一以下に減少する、北海

道では十年後には現在の私学の生徒分だけ減る、

こう言われているわけですが、文部省としてはこ

のうな生徒数の急減が私学にどういう影響を与

えていただきたいんですけれども、いかがですか

か。

○政府委員(逸見博昌君) 全国のすべての高等学校がそうであるということではございませんが、

一部の県の一部の学校におきましてはそういう

大変な状況になる可能性があり得る、それは各学

校の取り組みの姿勢いかんにもよると思いますけ

れども、そういうところもあるうかと考えてお

ります。

○高崎裕子君 文部省は、昭和五十三年から過疎

県の私立高等学校に対する特別補助を実施しております。それから、五十年から六十三年には、

生徒急増対策として私立高校生徒急増対策建物整備費補助も行われています。このように過疎化と

生徒急増という社会的要因に対応して特別な助

成が行われてきたわけですが、逆に今度は生徒急

減期、四十人学級の実現など、劣悪な私学の教育

条件を改善したり父母負担を解消するといういわば絶好のチャンスになっていると思うんですね。

ですから、生徒急減期という社会的要因に即した

新たな特別助成を実施すべきだ、そういうふうに思つんですけれどもこの点いかがでしょうか。

○政府委員(逸見博昌君) 先生今御指摘ございま

したとおり、幾つかの特別対策を講じたことがござります。ただ、それにつきまして若干御説明申

し上げますと、過疎対策でございますが、これは

あくまで現在の経常費補助金の中で一般補助と

は別に特別補助という形で県が実施をする、それ

に対して文部省がバックアップをする、こういつたふうなことになつております。ひのえうまのと

きもそうございましたが、あくまで経常費補助

金の中での処理。ところが、先生が今おっしゃいました急増の場合でござります。この場合にはほど

うしても施設が必要だ、しかしこれはいわゆる経常費補助金では賄えないということで、これは昭和五十一年から六十三年までであったと思います

が、別の制度をつくりまして施設費として出し

た。これは経常費補助金とは別でございます。

ところが、今回の減少問題、これもまさにに先生

方の数がどういうふうな形で余剰になつてくるか

どうかというふうな問題が大きな問題であろうか

と思います。そういうことで、これはまさに経常費の中での対応すべき問題というふうに私ども考

えておりますので、まず第一義的には高等学校の補助金を着実にふやしていくこと、これをまず私どもは心がける。それから、各県におかれましては、そういう大変な高等学校に対しまして特別の助成をまたやつていただく。そうしますと、それ

に対して国が当然かぶつてしまりますので、そういったふうに県におきます急減期に対する特別の対応、これを期待したいと思つております。

現に、一部の都道府県におきましては、生徒数に重きを置いた配分の方法から教職員に重きを置いた配分の方法、こういったふうに予算の要

求も配分の方法も変えてきておるところをございます。

ます。そういうふうに知恵を働かまして、生徒数が減つても応分の補助金が県から行く、したがつて、それに国もかぶつていく、こういった仕組みを整えることは可能でございますので、私どもも機会あるごとに都道府県の私学担当主管部課長会議等では、そういうふうに予算の要

求も配分の方法も変えてきておるところでございます。

ます。そういうふうに知恵を働かまして、生徒数が減つても応分の補助金が県から行く、したがつて、それがバックアップできるようなそういう

体制をとつてしまりたい、こういったふうなことを行つておるところでござります。

○委員長(下種葉耕吉君) 高崎君、時間が参りました。

○高崎裕子君 はい。時間ですのでもうやめます

が、急減期特別助成の柱として授業料補助の問題

も大切実で、今二千四百万にも上る署名が全国

から寄せられているということで、ぜひ私学助成

の拡充、とりわけ急減期特別助成の実現が国民的

な願いであるということ踏まえて対策をされる

ことを特に強く要望をいたしまして、質問を終わ

りたいと思います。

○笛野貞子君 午前中の質疑の中で大臣は、一日

の楽しみを持つなら花を見ろ、百年後の楽しみを

持つならば人を教育しろというふうな名言をおつ

しやいましたけれども、まさに私どもが

というふうに思います。私たち、教育という国家の計のことについてやつて議論をするわけです。大臣は直接その百年の計を具現化する非常に近い距離にいるわけですから、どうぞ私たちの意見を十分聞いていただきまして、今後の文化行政に頑張っていただきたいというふうにまず激励を申し上げたいと思います。

支那の政治、社会、文化

は、文化化した文化だというのは当たり前のことですが、非文化化したことというのは野蛮、残酷な行為というふうに定義をしてもいいんではないかというふうに思います。そういう意味では、戦争などというのは全く非文化的な野蛮、残酷な行為だというふうに思います。先般以来の中東湾岸戦争についても、イラク、クウェートには日本人学校があるわざとお尋ねをいたしたいというふうに思います。

されけれども、こういう戦時中の生徒に対しても危機管理の面で十分対応できたか、そしてこういうときに文部省といたしましてはどのような情報を得て対応してきたかどうか、その現状をまずお知らせしていただきたいと思います。

○政府委員(菅谷利夫君) お尋ねの沿岸戦争期間中における沿岸地域の日本人学校に関する対策でござります。

もう既に御承知のよう、八月の二日にイラク軍がクウェート侵攻ということで、これはえらいことになつた。すぐもちろんニュースでわかりますので、我々の仕事としては日本人学校がどうなるかということを即座に考えて反応したわけでございます。

それで、あそこには関係する学校としては八校私どもとしては勘定しております。ちょうど夏休み期間中でござりますので、学校には一応通つてこないで保護者のもとにあるのが原則で、家庭にいた子供さんもございますし、近くを親と旅行中とか、あるいはたまたま日本に帰つていたとか、

いろんな子供さんがいました。先生はもちろん大部学校ないしは自宅にいたわけですが、外務省を通じて情報をとるとともに、直接電話も通じますので、校長先生等と連絡をとり、それに応じて事態の推移を見ながら安全の状況あるいは危険があるかどうか等を見ながら、派遣教員とそれからその派遣教員を通しまして児童生徒に対しているんな連絡をとり、国外退出——といいますのはその国から安全な地域へ一たん出るということ。それから、一たん出て近くでうろうろしていても到底見込みがないというようなケースについては、一時日本に帰つてもらうというような措置を講じたわけでございます。

その途中でもいろいろと情勢が変化しまして、外務省から避難勧奨が出たり、退避勧告が出たり、地域によつていろいろございましたが、それそれ外務省と連絡をとりつつ状況を把握して対応したわけでございます。中にはまた、安全だらうということで親御さんたちとともに帰つてきたりした子供たちが若干いる。そういうところについては、安全を確認しつつ必要最低限の先生にもう一度帰つてもらって授業を続けたところもござります。よいよ一月十五日のイラク軍の国連による撤退期限通告の到来等危なくなりましたときに、は、関係する学校、地域から全部退避して日本に帰つてもらうということでございます。

○笛野貞子君 こういうことがたびたびあつてはいけないことですかけれども、ぜひともそういう子供の身の安全ということを常に今後とも考えていただきたいというふうに思つております。

戦争のとき人に人間的にも人道的にも非常に被害者があるということは大変心が痛いんですけれども、あの戦争のときにはチゲリス、ユーフラテスのそういう非常に文化の栄えたところの遺産が破壊されるということもまた地球的規模によつてみんなが心配した、そういう事実があります。

そこで、私は、きょうはこの遺産というものは一つの国とか一つの地方というのではなくて、もう今私たち人類は地球的規模でこの遺産を守つて

いかなければならぬという観点に立ちまして、ひとつ同志社大学のことをお聞きいたしたいといふうに思つております。

同志社大学というのは、明治八年、キリスト教主義を理念として、新島襄によつて創立された由緒ある総合大学ですが、京都市上京区にある今出川キャンパスは緑豊かな木々の間に洋風建築が建ち並んで、その歴史の古さを示しております。そして、落ちついた雰囲気は在学生や同校出身者によつても大変貴重なものと受けとめられていまます。また、この大学の存在は京都市全体の都市景観にとつても価値のある貴重なものと考えております。

○政府委員(遠山教子君) 清和館は、先生御指摘のように女子教育に大変御尽力されましたM・F・デントン女史の努力によりましてアメリカからの寄附を集めて大正元年に建設されたれんがづくりの建物でございまして、設計者は名建築を残しておられます武田五一さんでございます。昭和二年に失火によりまして内部を全焼したと聞いておりますけれども、外觀はよく残つております。キャンパス内の景観の形成に大変意味を持っている建物と考えております。

○笛野貞子君 ただいま御答弁していただきまして、清和館は大多数の人々の善意によつて建設されるなど歴史的な背景もあり、またキャンパ

そこで御質問いたしますけれども、この同志社大学の構内には大学の構内にはどのような近代建築があるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 同志社大学の構内にはすばらしい近代建築が多数あると聞いておりますけれども、明治から昭和にかけて建てられた近代建築の数は約十棟というふうに聞いております。そのうち、明治十七年グリーンという方の設計によります彰彰館、それから明治十九年同じくグリーンさんの設計による礼拝堂、あるいは明治二十年に建てられた有終館、それから明治二十三年にハンセルという方の設計によるハリス理化學館及び明治二十七年にゼールという方の設計によるクラーク記念館の五棟は、既に重要文化財として指定されております。礼拝堂は昭和三十八年七月一日、そのほかのものは昭和五十四年五月二十一日に指定をしているところでございます。

○笹野貞子君 重要文化財に指定している建物のほかにも、今出川キャンパスには清和館、ジエームズ館、栄光館などのような戦前の建物があります。これらは同校の教師であったM・F・デントン女史という方の尽力により建設されたもので、女子教育の歴史にとっては貴重なものであると思思います。このうち最も古いものが清和館なんですが、けれども、この建物について文化庁はどうのようにお考えになつておりますか。

ざいますけれども、事実上の措置をいたしました。京都府と相談をした上、建物の価値を判断するための第三者による調査をしてはどうかということを同志社の当局に進言したことがございました。これまでのところ、大学側としては、教育施設拡充のために清和館の保存は難しいというふうに判断をしていると聞いているところでございました。すけれども、なお調査が行われるような場合には、文化庁といたしましてもできるだけの協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○笛野貞子君 文化庁のお立場は承知しているところですけれども、同志社大学だけの件ではなくて、この件だけではなくて、全国にはまだまだ数多くの未指定の近代建築があつたり、あるいは社会的、経済的な諸々の事由によって取り壊されていることがあるというふうに思っています。こういう建築というのはやっぱり先人の文化遺産というふうに私は思いますので、できる限り文化庁はそういった保存のために今後とも努力していただきましょうにここで要望いたしました。この質問を終わらせていただきます。

続きまして、先日大学審議会の答申が出されましたけれども、高等教育について「一、三お尋ねをいたしたい」というふうに思います。

この高等教育の中では、高等教育改革の推進に積極的に取り組むという大臣の御所信からいたしましたけれども、高等教育があるんすけれども、この答申の中で、大学教育の改善について、一般教育と専門教育について随分指摘がされておりまして、非常に今までとは違った見解がこの中に書かれております。

そこで、大臣がこの文章についてどう思うか御見解を伺いたいんです。これは別に恐ろしいものではなくて、第一次米国教育使節団の報告書、ミッションレポートと言つておりますけれども、これから日本の高等教育についてこのように米国のかから日本は言つているんですね。

日本の高等教育機関のカリキュラムにおいて

は、既に述べたやうに、大概は普通教育を施す機会が余りに少く、その専門化が余りに早くまた余りに狭すぎ、そして職業的色彩が余りに強すぎるやうに思はれる。自由な思考をなすための一層多くの背景と、職業的訓練の基くべき一層優れた基礎とを与へるために、更に広大な人文学的態度を養成すべきである。この事は学生の将来の生活を豊かにし、そして彼の職業上の仕事が、人間社会の全般の姿の中に、どんな工合に入つてゐるかを了解させるであろう。こういう文章が、アメリカから日本の教育を視察に来たときにそのように報告されているわけですけれども、どうでしようか、この文章はもう今は全然通用しないというふうに大臣はお考えでしょうか。このときのこのアメリカの進言に対して、もう今はそんなものは全然通用しないというふうにお考えでしようか。

○笛野貞子君 私、今でも通用すると思います。

私は、とってもすばらしい提言だったというふうに思つてゐるんですね。そして、日本のこれから的新しい、当時出た「大学における一般教育」という本の「新制大学の使命」というところなんかを見ましても、これから日本という人は人間を養成するという大学においては確固たる世界觀、人生觀を確立するんであつて、ただ専門的知識を持つていただらいいといふものではないということが書かれているんですね。そして、今大臣は現在でも立派に通用するとおっしゃいましたけれども、この答申を見ますと、一般教育はいろんな批判があるから余り力を入れない方がいいという形で垣根を取つてしまつて、一般教育と専門教育との垣根を取つてしまつた方がいい、もう大学の自由に任せた方がいいという箇所がたくさん出ます。これをどうしたらしいものでしようか。この点は私、これはちょっとと考えものだなといふふうに今思つてゐるんですけども、大臣、いかがなものでしようか。

○政府委員(前畠安宏君) この大学審議会の二月八日の答申につきまして、先生今お話しのようないくつかの問題を御理解をいたいたいことであれば、大変私どもとしては残念に思います。この答申の中では、一般教育の理念ということが我が国の大学にとって極めて重要であるということは随所に述べておるところであります。

ただ、これも先生には申し上げるまでもないことでございますが、先ほど御指摘ございましたような理念に基づきまして新制大学が一般教育をきちっとその基礎に据え、学校教育法におきましても「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」ということを大学の目的に据えて今日まで参つたわけでござりますが、一つにはこの各大学のカリキュラムに設置標準がかなりな枠組みを決めておることから、一般教育が端的に申し上げれば形骸化していくことになりますが、かねてからの関係者の指摘するところでありまして、今後はこの一般教育の理念、目標というものを十分認識しながら、各大学が一般教育の理念、目標を教育全体の中でどのように実現するかを真剣に検討し、取り組んでいただきたいというものがこの答申の真意でございます。

○笛野貞子君 私は、これを読ましていただきましたけれども、確かに目的としてそういうことは重大だというふうに書いております。しかし、欠点があるというふうにその欠点の箇所がたくさん指摘されているのもまたあるわけですね。そして、今までのよくなリキュラムを「一、二、三、四」としないで、その垣根を、枠を払つてしまつて、今までのよくなリキュラムになりますと、やっぱり大學を出てすぐ使い物になるようなそういう職業的な考え方とか、技術者として間に合うようなそいういう教育に陥つてしまふんではないかという、そこで、私は自己評価というのはこれはとつても楽しいというふうに思います。大臣、どうでしょう、文部大臣として自己評価をするとしますと、大臣は御自分に百点満点として何点おつけになりますか。

○國務大臣(井上裕君) 非常に難しい問題です

が、自己評価システムというのは、私は、教育活動、また研究活動、あるいは国際交流、さらには施設整備とか、そういう中での自己評価、すなわち自分自身の大学の自己評価というのは、それの持ち味もありまして非常に点数づけるのは

ということは、枠組みをやつぱりつけておいた方がそういうことに陥る危険性はないんじゃないかなと思います。

私もこれからもう一度よく研究はいたしますけれども、こういうふうに高度に高度に学問が発達し、科学が発達しますと、かえつて人間的、人格的に豊かな人の方が要請されていきます。具体的に、例えは脳死の問題をするとか、あるいは高度のすぐれた科学技術を研究するなんていうときには、自分の専門しかわからない、社会全体と自分の立場がわからないというような人が学問をしていきますと、大変私は危険な状態になつてくると思います。そういう意味で、その点をしっかりと踏まえながらこの答申に対しても見解をまとめていただきたいというふうに思います。

つまり、この答申で、大学というものはいろんな意味で社会的責任もあり、学問的な水準を高めなければいけない、そのためには大学の質的向上というのはもう絶対的なものだというくだりがありまして、そのために各大學は自分の大学がソフト面、ハード面、そして業績の面、いろんな面でしっかりとするために自己評価をしなさいと。先ほど局長もちょっとそれに触れられておりましたが、この答申で、大学は自分の大学がソフト面でしっかりとするために自己評価をしなさいと。うに言つております。

そこで、私は自己評価というのはこれはとつても楽しいというふうに思います。大臣、どうでしょう、文部大臣として自己評価をするとしますと、大臣は御自分に百点満点として何点おつけになりますか。

○國務大臣(井上裕君) 非常に難しい問題です

難しいと思います、笠野先生だと百点満点かもしれませんが。

ムともどもして、なかなかこの自己評価システムを見せていただきましたが、この答申で提言された大学の自己評価システムというのは、各大学においてやっぱりそれぞれ研究、教育研究の状況をみずから点検するというわけですから、これはお互に自分自身が点数つけて、その評価結果をまた教育研究活動の向上に資すること、これがねらいだということをございますから、自分で何点ということは難しいと思いますが、自己評価、まあ非常に難しい質問でございますが、それぞれのひとつ自己評価で頑張ってもらいたいと思います。

○笹野真子君 大臣は何点か、どうでしょう、御自分の大臣としての評価は。まあ私からつけさせていただきますと、私たちの意見をしつかり酌んでいただけた大臣ですから百点をつけたいというふうには思っております。

こんなふうに自己評価といふのは、何がわかったようなわからないような感じのものじゃないかというふうに思うんですね。それで、これは自己評価表がついていまして、このように自己評価しろとへうんですけども、これは自分でうち

の大学百点だ百点だというふうになつたら評価する意味がなくなりますし、まさか自分の学校を五十点だというふうにつける人もないと思います。そうすると、この自己評価というのは、何かわ

かつたようなわからないような、効果があるようないような感じが私にはするわけです。評価といふのは、これは自分がするんじやなくて客観的な第三者がするから評価だというふうに思うんですけども、どうでしよう、大臣、評価という意味は客観的な判断のものじやないかと思うんですが、いかがでしょう。

であります。御案内のとおり、アメリカの大学について行なわれておりますアクリデイションのシステムというものは、各大学がアクリデイションを行なう団体の示したところによつて点検をし評価をしたところ、当該協会がさらに第三者の立場からそれを評価を直す、その結果によつて当該団体に加盟を認めるかどうかを判定する、そして加盟を認められたものと認められないものの間に社会的には学問、教育の面でもきつとした処遇がなされておるという状況がござります。

ば、評価を求めることが自体について、これは先生も御関係でございますので甚だ失礼ではございませんが、アレルギー的な感覚で受けとめられるところがございますので、まずは自己点検、自己評価から始めていただきたい、そして答申にも書いておりますように、この結果を公表してもらいたい。公表することが望ましいというようなことを述べております。

ら、こういうことについて評価をせよと審議会が
言うのかと、いう御批判もござります。しかし、こ
れは答申にも書いておりますように全くの例でご

ざいまして、各大学がどういう項目について評価をするかというのは、それぞれの大学において理念、目的を実現するという観点から適切な項目をまず設定するということから始めでいただきたい、このように考えておるところでございます。

○笛野貞子君　これは非常に難しい問題で、やり過ぎると大学の自治を侵しますし、やらなければ非常に質の悪い大学ができ上がつてくる。これは大臣が言うように國家百年の計ですから、そういう質の悪い学校が出てくるということは、これはゆゆしき事実になつてくるわけです。もしも自己点検をしてみんな百点であるならば、千葉大とか横浜市大のようなああいうことは起こり得なくなつるわけですけれども、ああいうのが起こつてゐる

というのを自己評価が働いてないから、自己評価
が働いてないからということになるわけです。

そこで、アメリカのアクリティーディーションなんていふものがありますけれども、どうでしよう。文部省としては、客観的な第三者が評価するとするなれば、そしてアメリカのいろいろなそういう機関

が、アメリカはこれは自主的な機関だというふうに聞いておりますけれども、何か今そういうふうな具体策がありますか、大学の質を向上するためには。私は、この自己評価というのはやっぱりこれは機能しなくなるというふうに思いますので、でなければ何かありますでしょうか。

○政府委員(前畠安宏君)　この自己点検、自己評価につきましては、関係の団体の意見を伺いまして實際にもかなり説が分かれるところでございます。果たしてこれが幾能をするか、これがどうな

う意味を持つかという御指摘のところもあれば、これをきっと定着をさせ、アメリカにおけるアクリエイション・システムのようなものに機

能させたいというところもござります。しかしながら、私どもとしていうふうにあるべきであるとこうじて申し上げることは、先ほども申し

上げましたように、大学関係者の現在の意識からすれば非常に難しいところがございます。

まずは、この答申でも指摘されておりますとこ

ろでありますか。私どもとしては、今後大学審議会にもお諮りするところでございますが、大学設置基準において各大学がそれぞれ自己点検、自己評価を行つて、いかにわざ努力規定等に

○笛野貞子君 この問題は非常に重大大ですし、し
かしてそれをいよいよいかに努力を要するが如きのものは設けていきたいなど、このように考えて
おるところでござります。

かも難しい問題だと思いますので、どうぞ十分検討し、研究し、またこの委員会でも論議していくべきだきたいということを要望いたしまして、私の質

○小西博行君 きょうは私も三十分という時間でございますので、教育の国際化という問題について少しお尋ねをしたいというふうに思います。

最近は国際化ばかりでありますと、科学技術の関係からいきましてもそういう技術の交流という

意味で各省庁の研究者の交換というふうなことも割合積極的に最近やり出したわけです。大体、日本の方からアメリカだとかイギリス、ドイツあたりへ開拓者が留学していく、あるいはヨーロッパに

研究者が日本に入つてくる。こういうことは非常に多いことだというふうに考えております。あるいは日本人が外国へ留学する、学生が留学する、これはフルブライト制度というような立派なものであります。あるいは多かつたんですが、最近は何とかいろいろな条件を整備しまして、諸外国の若手の研究者が日本に入つてくる。こういうことは非常に多いことだというふうに考えております。

ものができまして、戦後非常に助かったわけであります。その結果、すばらしい学徒が大勢できました、今日の発展につながったのではないかというふうを考えます。

同時に、外国から日本への留学生というのも、これ年々ふえておりますが、一つは日本語学校といふのがまた最近ふえまして、これが文部省の領

域ではないといふような問題も実はござります。その問題ももう何回か議論もさせていただいたし、私の党の方で外国から日本へ来ている留学生

の問題の責任者という形で、たびたび大勢の留学生を集め、そして日本の大学の現状は一体どうなろう、生活はどうかというような話をしており

ます。文部省は、十万人構想という非常に大きなものを持っておりますから、将来必ずそのような形であえていくんだろう、そしてまた条件整備も

きょうは、それとはまたちょっと違いまして、最近、聞きなれないかもわかりませんが、海外大学日本校と。海外大学日本校というのは本当に聞

特に、最近は海外大学といいましてもほとんど非常にたくさんあります。

、アメリカの大学の分校というふうに理解した方がいいかもわかりませんが、日本の中に現在三十三校ございます。これは新幹線で大阪の方へ行きましたと、窓からよく見られますように大きなP.R.も

たくさんございます。中には非常に立派にそれをやつておられるような身中の充実した学校もございますけれども、何か塾そのものみたいな感じで、そしてこれはごく最近にできたわけですね。五十年の後半くらいから今日までずっとふえ続けておりますが、もはや閉校している、学校を閉じてしまつた、あるいは中には政治家がそれに深く介入していろんな問題を引き起こしているとか、新聞、雑誌にはそういう問題が大分出ておりま

す。
そこで、まず文部省にお聞きしたいんですけれども、これらの実態調査というものを、文部省はうち外だというふうにお考えかもしれません、やつぱり教育という分野になりますと知らぬ顔をしておれないんじやないか。そういうことで、現在来ている学校のカリキュラムだとかあるいは教育方法、内容、こういうものが受験生あるいは受験しようとしている高等学校に対してもどういうような形で説明が行われているのか、実際どういうような形で説明が行われているのか、実際どういうようなトラブルが最近出ているんだろうか。そういう意味で、その辺の実態をやつぱり調べてもらいたい。きょうは、実際その学校数がどのぐらいあって、どうなっているんだという実態についてますお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(前畠安宏君) 学校教育法の形式的な解釈は別といたしまして、現在我が国におきましては教育の授業を行うこと、それ自体は格別の規制がない、だれでも自由に教育の授業を行うことができるというのが基本的な考え方として社会的にも定着をいたしております。ただその中で、教育を行つことによって一定の地位を取得するといふことにつきましては、一条学校、専修学校あるいは各種学校、こういう制度があるわけでござります。

ただいま先生御指摘の、いわゆる外国大学日本分校と言われるものは、私どもとしてはいろいろな情報を通じて先生御指摘のように約三十校というふうに承知をいたしておりますが、これが我が国の学校制度の中において各種学校あるいは専修学

校となつているものは極めてわずかでございません。これら的情報として承知をしているものに対して何らかの調査をするということになりますと、現在社会に定着をいたしております。教育の授業はだれでも自由にできるということに対しても、私たちが一定の届け出を求める、こういうことにもなりかねないという問題がございます。当面は静観をしてまいりたいというのが私どもの現在の態度でございます。

○小西博行君 今までまおつしやいましたが、株式会社とか有限会社、これが十七校あるわけであります。学校法人とか財団法人、これが八校。地方自治体が助けながらやる、こういうのも実はあるわけです。どうして最近このようにアメリカから、アメリカの大学を日本へどんどん持ってきたのか。これはアメリカと日本と両方の要望がやっぱりうまく合うから大学をどんどんつくらんだろうと思うんです。

そこで、調べてみましたら、どうしてという一番目ですが、国際化の進展あるいは留学ブーム、これがまず一つだらうというふうに私は思いました。二つ目はさつきちょっとお話をありましたように、日本の大学の定員制の問題が実はあります。受けたいんだけれども、全部入れない。四十二万人ぐらいの人があふれているだとか、そういうような状況があります。ましてや、もう来年がピークだというふうに言つてゐるんですから、大勢の浪人生がいる。そういうような環境の中、国際的なそういう外国の大学へ入学したいと、そういうのがあるのかなと。それから、阪園が七校、それからあと九校あるんですが、これは北海道、秋田、福島、栃木、新潟、富山、岡山、広島、こういう割合都部の方に九校、こういうふうになつております。

今言われたとおり、やつぱりいろんな学校をつくりたいと思いましても、時間と金と、なかなか減少ということがあります。それから、田舎の方へ行きますとだんだん過疎になつてしまいまして、どうも町の活性化が弱い。そういう場合に、ぜひともそういう学校を誘致して学生数をふやして、そしてそこに出る月謝その他のことで町が活性化するんじやないか。それからもう一つは、アメリカでの十八歳人口の減少ということがあります。つまり、この年齢の減少ということがあります。だからあと九校あるんですが、このデータを見ますと、東京圏が十七校、大阪圏が七校、それからあと九校あるんですが、これは北海道、秋田、福島、栃木、新潟、富山、岡山、広島、こういう割合都部の方に九校、こういうふうになつております。

ただいま先生御指摘の、いわゆる外国大学日本

ことが多分あるのではないか、そのように考えるんですが、その辺の問題点、原因、こういうものも文部省はどのように把握しているのか、お伺いしたいと思うんです。

○政府委員(前畠安宏君) 今先生御指摘のこところは、やはり我が国の学校教育法体系における大学のつくり方というところに一番大きな原因があるかと思つております。
もちろん国際化等々の問題もありますが、例えば今御指摘の、過疎化の町が外国大学の分校を呼ぼうというのをいきなり考えた例というのは余りないのでないかと思います。まずは我が国の私立大学を誘致したい、あるいは国立大学をつくりたい、こういうふうなところがあつて、しかしながら国立大学はもとよりのこと、学校法人による私立大学ということになりましても、これは現在私どもがとつております設置のシステムからいたしますと、学校法人をつくりてそこに必要な資金を提供し、土地あるいは建物といったものもすべて学校法人の所有にする、こういう仕組みでござりますので、なかなか過疎の町ではそういう対応はできない。そこで、法的な規制がないアメリカ大学日本分校というものをいわば簡単に設置ができる、こういうのが一番基本ではなかろうかと、このように考えております。

○小西博行君 私もそうではないかと思うんですが、このデータを見ますと、東京圏が十七校、大阪圏が七校、それからあと九校あるんですが、これは北海道、秋田、福島、栃木、新潟、富山、岡山、広島、こういう割合都部の方に九校、こういうふうになつております。

今言われたとおり、やつぱりいろんな学校をつくりたいと思いましても、時間と金と、なかなか減少ということがあります。だからあと九校あるんですが、この手を打つていかないといけないというのが何かの手を打つていかないといけないというものがいかぬでしよう、もつと拡大解釈をしながらも何かの手を打つていかないといけないというのが私の考え方なんです。これ、ほっておきましたら長い間やりまして何校かに絞りましたよね、調査して、ここなら一応許せるという範囲で。そういうふうなことで、結局ずっとおくれるわけですね、対応が。

ですから、私は、文部省の領域ではないといいながら、やつぱり高等教育という一つの分野では

あるわけですから、これに文部省はどうこれから取り組んでいくか。物すごい勢いでこれがふえようとしているわけでしょう。ことしは十五校申請があるというふうに聞いています。物すごく加速的にふえている。アメリカでは、いろいろ情勢を調べてみますと、百校とか百五十校ぐらいの大学がぜひ日本に行きたい、このように言っていると。こういう状況だからこそ今の御答弁のような形だけではどうもぐあい悪いのじやないか。これは大臣にお伺いした方がいいかと思うんですけども、そういう感じを私は受けておる。そのままほうつておいたんじやぐあい悪いのじやないか、そう思います。

身についた、あるいは獨創性が豊かになつた、そういうことで今までの學術偏重の社會というのが今まで新たに新しくなつてくる、こういう面では、私はあるいはそういう方向もいいのかなど。必ずしも学士だから優秀だとは限らない世の中ですから、そういう感じも実はするんですけれども、その辺はある程度文部省が全体のものをよく押さえた上でそういう指導をしてもらうということがあるでしょう。

それから、限界もそこにおのずから、法的な根拠も文部省が取り締まるとかなんとかいうことがなかなかできない分野でもありますね。だから、その辺の限界をどこへ持っていくのかなど、実は私自身はちょっと心配しておりますが、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(前畠安宏君) 先生御案内かと思いま

○小西博行君 大臣、どうですか。

○國務大臣(井上裕君) 私は、外国の大学の日本分校といふのは、今先生がおっしゃいました英語を習う、あるいはまた英語と一般教育をして、そして卒業して外国へ連れていく、それでまた外国で自分の学校を出してやる、あるいはまた日本にいたまま外國語、いわゆるその卒業証書をやるというお話を聞いていたわけでござります、今まで。しかし、今のお話の中で、三十三校が今どんどんふえていくということになりますので、これはやはり捨てておけない問題である。今局長の答弁にありましたように、文部省としてもいろいろその対応、これはやっぱり外務省といろいろな対応をして善処いたしたい、このように考えます。

高等教育基準認定協議会というCOPA、ここでカリキュラムとか教員の質が一体どうなのか、その水準を認定するような制度があるんです。ところが、日本へ来ているような学校の中で認定を全然されてないものもあるわけですね。あるいは、名前は勝手に使っているけれども、実はアメリカの大学とは全然関係ないというのも何が全体のうち七校ぐらいあるという調査も出ているんですね。そうしますと、せっかく向こうへ行つても全然入学できない、あるいはその資格が向こうにないような学校に入つても、いわゆる日本で言う卒業といふことができない、資格がもらえない。そういうような問題が物すごく複雑に絡まつていい、そういう感じが実はしてならないわけです。だから、これがだんだん進んでまいりますと、日本語学校と同じように塾みたいな感じでどんど

あるいは他の方かと思ひますか、現在この日本の分校の関係者によりまして、一つの団体をつくりうかといふような動きがあるやに聞いておりまます。今後私どもとしても、今先生御指摘のように、十分関心を払つていかなければならぬ問題でござりますので、仮にそういった団体でもできますれば、その団体と連絡をとることについても検討をしてみたい、このように考えております。

○小西博行君 そういう大学は、一応大学と名前がついておるんですが、それが全部悪いというふうには私は思わないんです。日本の大学を出ますと、当然大學卒の資格をもらえるわけですが、これはなかなか資格がもらえない学校もあるわけですね。アメリカに一つそういう審議制度がありましてね。どうも日本の分校というのは、一年かかるいは一年半ぐらい語学を勉強しておいて、そして正規にアメリカに行つて大学に入つて卒業する、大体そういうような形態が多いような感じがするんですね。

そうなりますと、例えば大学卒という資格を今まで非常に大切にされたですね、産業界も研究機関も。ところがそうじやなくて、実際に英語がしゃべれる、あるいは何か専門的な技術が自分に

すが、私どもが市販のかた口ク等でもって承認をしておるところによれば、この日本分校と称するものの募集人員の総数は、大体八千人程度でございます。とともに、現実にその中に在籍しておる者の数はかなり少のうございまして、在籍者で約七千人程度ということをございますから、募集定員が八千人で在学が七千人程度、こういうことでございまして、まだ必ずしも大きな規模には至っていない。一方で、先生御心配いただいておりますように、幾つかの問題を起こして撤退をするとか、あるいはアメリカの大学との間でそれを日本分校として承認するかどうかというような問題があるというような事例もあります。

そういうことを踏まえながら、先ほど申し上げましたように、この日本分校について、アメリカのいわゆる本校といいますか、そういう大学の間でも現状のままに放置していたのではぐあいが悪いのじゃないかという声が出て、一つの団体をつくつて、いわばアカデミティーションに類するような仕組みを考えていこうというような動きもあるやに聞いておりますので、そういうふうな団体ができすれば、私どもとしてはそういう団体との連絡というものを考えていただきたい、このように

○西哲行君 学生の方もいろいろ問題点は当然あるんだろうと思うのは、いろいろ新聞広告、きょう読売新聞に出ているんですが、こういう新規広告とかいろいろなところから私も情報を探して、大学も失敗したし、じゃアメリカへ行って勉強しようかと。だから、大体受験というか入学のときの試験というのは余りないんですね、入れるわけです。ただ、授業料が高いですよ。百二十万、百四十万というような高さなんです。さつきもお話ししましたように、株式会社というのが大分あるわけですから。そういう意味で、その点を全然知らずに、大学に入れば何とかいけるという現代っ子の甘さというのも当然そこにあるだろうと思うんです。

ところが、入ってみると、やっぱり英語ができるないと向こうへ行って授業を聞いても全然わからぬといふことが一つあります。それからもう一つは、こういうことがあるのだそうです。COPAという認定制度というのがあるんですね、アメリカの大学。アメリカも自由に大学をつくつていよい分野があるので思うんですが、一万名ぐらいの大学があるのでないか。その中で限られた学校がCOPAというような認定制度、これは全米

んふえていと、しつかりした学校 相当歴史のある早くから日本へ来ているような学校というのはかなりいい学校もあるんですけども、これはなかなかやつぱり最後までやり通すというのは、学生数が非常に少なくて、というのは英語が難しくてとてもだめだというので途中でみんな、一年ぐらいやるとほとんどやめてしまう、そういうような現象すら出ている。そういうような問題があるだけに、その辺のCOPAの認定基準といふんですか、その中身というんですか、そういうのをやつぱりある程度文部省あたりは調べて、十分それにたえられるのかどうか、その辺の実態調査ぐらいは何かの形でやらないと困るんですね。

国土庁は、これは後で申し上げるが、きょう国土庁にも来てもらっていると思うんですが、国土庁は割合詳しく調べているんですよ。いわゆる村おこし運動的なものがあつたんでしよう。だけれども、文部省の方ではそれを全然押さえていないとするなら、ちょっと私は問題がありはしないか、そう思ふんですが、その辺調べてもらえたと、いう大臣の決意はどうでしようか。

○政府委員(前畠安宏君) 先ほど申し上げましたように、私ども文部省と国土庁とは立場が違うわ

けでございまして、国土庁の方は国土庁のお立場としておやりになれるんぞございましょうが、私どもは教育を所管している立場として、先ほど申し上げましたように、今の我が国の社会においては教育の事業は自由にできるというそういう社会的風土がある中で、特定の施設について一定の調査をし報告を求めるということはやはり慎重に対処しなければならない課題ではなかろうかと思つております。

したがいまして、繰り返しになりますが、今生御指摘になりましたようなことで、アメリカにおいても日本分校というのはこれでいいのか、アメリカの大学の評価を落とすことになりますはしないかということを心配する向きもあるようございまして、関係の大学でひとつ協会をつくつて日本におけるいわゆる日本分校なるものの水準の維持向上について考えて、こうというような動きがあるやに聞いております。そういう団体がございませんならば、そういう団体と連絡をするといふことについて考えてみたい、このように思つております。

○小西博行君 だから、それは慎重にやらなければいけぬというのは当然です。慎重にやるんだけども、前向きによくその辺の実態を押さえてもらいたい、そのことを申し上げているんです。それからもう一点は、さつき申し上げたように高校からそういう学校を受けるわけですから、高校でのいろんな進学指導とかいうようななきでもその辺の中身についてよくわかるような説明をしちゃないと、今言つた余りいい状況じゃない、何となく入ればいいぞというそういう雰囲気で、たくさん金を取られて学校はつぶれる、こういふような現象も事実起きて、これは裁判に持ち込まれたような事例も、はや出でているわけですね。そういう意味で、高等学校に対するのそういう予備知識とか情報ということについてはどのように考えておられますか。

○政府委員(前畠安宏君) 先ほど申し上げました日本分校の募集定員が、カタログでトータルをい

たしますと約八千という数字と承知をしておりま

す。この八千という数字はどれくらいの大きさを申しますと、我が国の中等専門学校とい

う制度がございますが、これが入学定員が約一万

でござります。この一万というのは非常に小さうございまして、中学校の進路指導等におきましてもいわばほとんど問題にされない数字で、私ども

としては高等専門学校への志願者の募集に大変苦慮をしている、こういう状況にござります。したがつて、八千という数字はそういう感じの数字と申しますと、我が国の中等専門学校における進路指導で問題が起つて、今後そういうことはないと承知をいたりますが、今後そういうことで必要がござりますが、今後そういうことを心配するに当たつて、やはり留意をしてひとつ御理解をいただきますと、今のところ

格別高等学校における進路指導で問題が起つて、今後そういうことで必要がござりますが、今後そういうことを心配するに当たつて、やはり留意をしてひとつ御理解をいたりますと、今のところ

指導担当の主事を対象とした会議等において相談をするということについても検討してみたい、このように考えております。

○小西博行君 それでは最後になりますが、國土

庁、せっかく来ていただきておるので一つだけお伺いしたいんですが、昨年の十一月の海外大学日本校の実態に関する調査、これ見せていただきま

したが、この実態調査をした目的と、それから実態調査してみてどのような感想をお持ちでしようか。

○説明員(遠藤昌雄君) 私どもで実態調査をした

ねらいでござりますけれども、四全総の中で国際的な高等教育研究機関の適正な受け入れについても位置づけがなされておるというようなこともございましたことが一つ、それから実態面からこの

ところ米国の大学の日本校がふえておるようだ、その二点の理由で調査をしたということございま

ます。そしてまた、実際に立地している学校の中

には自治体が財政支援をするというようなものも

握しようというねらいでやつたものでございま

す。

どういう感想を持つたかということでお答え

すけれども、感想ということとはちょっと外れるかもしませんのですが、現状、制度としては日本大学制度の枠外にあるということでございま

すので、自治体が本位にそういうものを誘致するということを考えるに当たつて、やはり留意をしなければならぬ点が幾つかあるだろうなどいうふうな感じを持つたわけでござります。

例えば日本の大学を誘致するということでおざいますれば、誘致は自治体がやる、誘致をした後の経営は大学が独自にやる、経営には自治体は関与をしないという形になるのが通例でござりますけれども、米国大学を誘致したという場合には、その米国大学が私立であつても州立であつてもおもね誘致をする自治体としては、誘致をするだけではなくて経営に携わることにならざるを得ないというようなこともございまして、そこら辺もよく認識をした上で誘致をするならするというこ

とでなくちやいかな、そんなこともあるだろうというふうに思つておる次第でござります。

○小西博行君 そういう意味で、大臣、これからまだどんどん、日本はいい市場だというような感じをアメリカでは持つてゐるようですから、まだまだふえる要素がありますので、その点にひとつ関心を持つていろいろな意味での対応をしていただきたい、そう申し上げて私の質問を終わりたい

と思います。

○国務大臣(井上裕君) 今局長から申し上げま

したように、これは大変大事なことがありますので、アメリカの大学のほかイギリスのオックスフォード大学も来ているそうです、外国大学の

本国の学校制度、こういうものにも留意しつつ、当面なおこの状況の推移を見きわめた上で慎重に對処したい、このように考えております。

○小西博行君 ありがとうございました。

○委員長(下稻葉耕吉君) 本日の調査はこの程度

いたします。

政府から趣旨説明を聽取いたします。井上文部大臣。

○国務大臣(井上裕君) このたび、政府から提出いたしました国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立学校設置法において国立の新設、短期大学部の設置及び廃止並びに学位授与機関の新設を行はば、あわせて学校教育法を改正して、学位授与機関の行う学位の授与等について規定するものであります。

まず、国立学校設置法の改正について御説明申し上げます。

第一は、奈良先端科学技術大学院大学の新設についてであります。

これは、近年の先端科学技術分野の急速な進歩に対応し、これらの分野に係る基礎研究を積極的に推進するとともに、高度の研究者、技術者の組合

合を形成及び再教育を行うため、学部を置かなければなりません。

い大学院のみの大学として、奈良先端科学技術大学院大学を設置しようとするものであります。

なお、奈良先端科学技術大学院大学は、本年十月一日に設置し、平成五年度から学生を入学させることとしております。

第二は、岐阜大学医療技術短期大学部の設置についてであります。

これは、同大学の医学部附属の専修学校を転換して医療技術短期大学部を併設することとするもので、本年十月一日に開学し、平成四年四月から学生を入学させるものであります。

第三は、小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部の廃止についてであります。

これは、小樽商科大学及び岐阜大学に併設されている短期大学部を廃止し、それぞれ当該大学の

商業部及び工学部に統合しようとするものであります。

なお、小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工

業短期大学部は、平成四年度から学生募集を停止

に改める部分を除く。)及び第三条の四第二項の表の改正規定並びに次項の規定は同年十月一日から、第三条及び附則第三項の規定は平成六年四月一日から施行する。

2 (奈良先端科学技術大学院大学の学生の入学)
奈良先端科学技術大学院大学は、平成五年度から学生を入学させるものとする。

3 (小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部の存続に関する経過措置)
小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部は、第三条の規定による改正後の国立学校設置法第三条の四第一項の規定にかかるはず、平成六年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(学士の学位に関する経過措置)

4 改正前の学校教育法第六十三条第一項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第六十八条の一第一項の規定による学士の学位とみなす。

5 (統計法の一部改正)

統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項第一号中「学士と称し得る」を「学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有する」に改める。

6 (教育公務員特例法の一部改正)
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「第六十八条の一」を「第六十八条」に改める。

7 (司法試験法の一部改正)

司法試験法(昭和二十四年法律第一百四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「称号」を「学位」に、「終つた」を「終わった」に改める。

8 (教育職員免許法等の一部改正)
次に掲げる法律の規定中「称号」を「学位」に改める。

一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七条)第五条第二項第一号、別表第一、別表第二及び別表第五

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条第一項第一号

三 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第八条第一号

四 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第百六号)附則第八項

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

9 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第三章の四」を「から第二章の五まで」に改める。

附則第二項中「第六十八条の一」を「第六十八条」に改める。

三月七日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月五日)

一、国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案

平成三年三月二十一日印刷

平成三年三月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D